

夢を叶えるおてっだい

2026

ディスクロージャー誌 2026

DISCLOSURE



東京消防信用組合
Tokyo Fire Credit Cooperative

平素より東京消防信用組合に対しまして、格別のご愛顧、お引き立てを賜り、心から御礼申し上げます。

このたび、当組合へのご理解を一層深めていただくため、「2026 DISCLOSURE」(令和7年度第73期)をまとめましたので、是非ご高覧を賜りたいと存じます。

さて、令和7年度におけるわが国の経済環境は、米国の関税引き上げという逆風に見舞われながらも、内需を中心とした緩やかな回復が続きましたが、中東情勢の緊迫化を契機にした原油供給の不足による関連製品の値上がりが消費マインドを下押しすることが懸念されております。

また、金融環境につきましては、日本銀行は令和7年12月に政策金利を0.25%引き上げて0.75%としましたが、日本銀行の政策スタンスは依然として金融緩和的であり、注目は次の利上げのタイミングと、政策金利の到達水準(ターミナルレート)に移っております。

こうした中、令和7年度決算につきましては、組合員皆様のご支援とご協力によりまして、最終利益は14期連続で黒字を達成することができました。

さらに、経営の健全性を示す当組合の「自己資本比率」は、国内基準(4%)を大幅に上回る16.02%となっており、健全な財務体質を十分確保しております。

令和8年度におきましても、コンプライアンスに則った経営姿勢を堅持しつつ、東京消防庁職員及びOBの皆様のライフプランの実現と福利厚生の上昇に努めてまいります。

これまで以上に経営の健全性と財務基盤の強化に積極的に取り組んでまいりますので、組合員の皆様には、引き続きご支援とご指導を賜りますよう、役職員一同、心よりお願い申し上げます。

東京消防信用組合
理事長 門倉 徹

東京消防信用組合の信条

(1) 目的

東京消防信用組合は、『組合員による相互扶助の精神』に基づき、組合員のライフプランの実現と福利厚生の上昇に貢献する。

(2) 経営理念

組合員に対する奉仕の心を持って、堅実な営業活動と資産運用による着実な収益確保を目指し、コンプライアンスに則った経営姿勢を堅持する。

(3) 業務の基本

日頃から組合員のニーズを分析し、より有利な商品の開発に努めるとともに、組合員へ金融知識や情報を積極的に提供する。

(4) 利益の還元

常に組合員が気軽に相談、利用できる業務姿勢をモットーとし、組合の利益は全ての組合員へ公平に還元する。

(5) 将来への飛躍

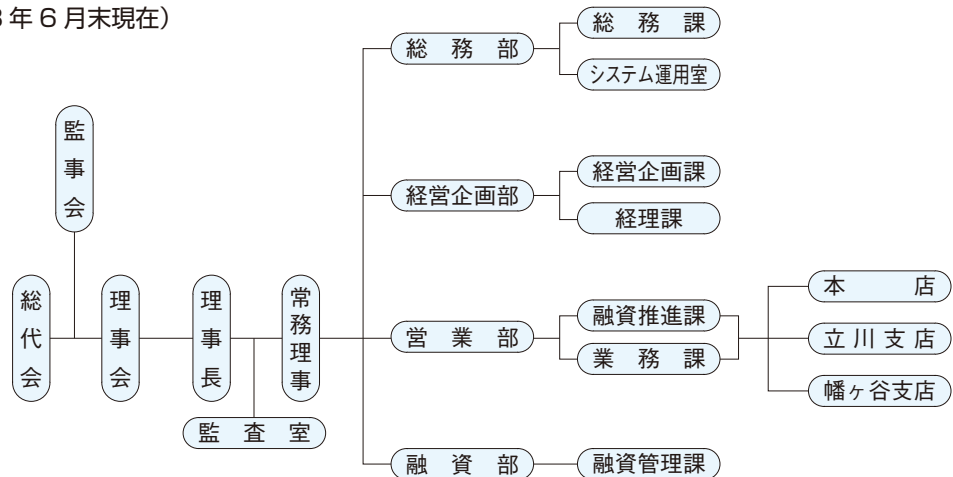
明確な将来構想のもと、全役職員が日々着実な業務推進と創意工夫に取り組む職場風土を醸成する。

事業方針

経営管理基本方針

当組合は、業務の健全性及び適切性を確保し、信用の維持及び預金者等の保護と金融の円滑化を図るために、適切な経営管理（ガバナンス）のもと、業務の全てにわたり法令等遵守、顧客保護等の徹底と各種リスクの的確な管理を行っております。また、経営管理を有効に機能させるために、適切な内部管理の観点から、理事長をはじめとする役員は、高い職業倫理観を涵養し、全ての職員に対して内部管理の重要性を強調・明示する職場風土を醸成することで、理事会、監事会が十分に機能し、各部店間の牽制や監査室による内部監査等の機能が適切に発揮される体制を構築しております。

事業の組織（令和8年6月末現在）



当組合のあゆみ(沿革)

昭和29年1月18日／「東京消防庁職員信用組合」として創立
昭和29年1月21日／港区三田1-45東京消防庁分室内にて業務開始
昭和31年9月22日／本店移転（港区赤坂青山南町1-39東京消防庁赤坂消防倶楽部内）
昭和40年5月24日／本店移転（千代田区永田町1-11-39東京消防庁内）
昭和48年8月13日／立川支店業務開始（立川市錦町3-6-18立川消防署錦町出張所内）
昭和51年5月1日／本店移転（千代田区大手町1-3-5東京消防庁内）
昭和55年9月30日／幡ヶ谷支店業務開始（渋谷区西原2-51-2消防学校内）
昭和56年6月8日／普通預金のオンライン化スタート
昭和57年8月30日／定期預金のオンライン化スタート
昭和58年7月5日／組合名称を「東京消防信用組合」に変更
昭和59年8月13日／内国為替の業務開始
昭和60年2月15日／東京消防庁職員の給与振込業務開始
平成1年2月1日／本店でCD機運用開始・キャッシュカードの導入
平成7年4月3日／幡ヶ谷支店ATM機運用開始
平成8年3月1日／本店ATM機運用開始
平成10年10月1日／初の懸賞金付定期預金（愛称くじ付夢定期）の発売
平成11年3月1日／年金定期預金の発売
平成11年4月1日／退職者特別定期預金（愛称悠々定期）の発売
平成12年4月1日／住宅ローンの固定金利導入（5年もの）
平成14年4月1日／渉外員（FC）制度発足
平成15年12月18日／創立50周年記念行事挙行
平成16年2月1日／ホームページの開設
平成17年4月1日／ペイオフ全面解禁
平成18年3月1日／Newマイホームローン（期間固定型変動金利）の発売
平成18年8月1日／引越支援ローン（固定金利）の発売
平成18年9月1日／ライフプラン目的積金の発売
平成20年4月1日／キャッシュカードのIC化開始

平成20年6月15日／個人向け国債の窓口販売開始
平成20年8月1日／信用組合創立55周年記念 長期固定住宅ローン（10年固定金利型、エコ設備優遇付）の発売
平成21年6月1日／信用組合FP（ファイナンシャルプランナー）資格取得職員によるライフプランセミナー開始
平成21年9月14日／立川支店移転（立川市泉町1156-1立川都民防災教育センター内）
平成22年9月14日／消防学校学生へのライフプランセミナー研修開始
平成22年10月31日／マイライフ・マイ信組（小冊子）の発行
平成23年4月1日／共通印鑑制度の導入
平成23年11月1日／東京都職員共済組合貸付の特別借換えローンの取り扱い開始
平成24年1月19日／当日の融資も可能な「119ローン」の取り扱い開始
平成26年1月1日／「信条」の全面改定（現状に見合い、かつ将来構想を踏まえた内容に）
平成26年7月25日／連帯保証人（配偶者又は他の親族）への組合員資格の拡大
平成26年10月17日／創立60周年を迎え優良信用組合として表彰（全国信用組合大会）
平成27年5月7日／SKC第6次システム開始
平成27年9月24日／本店店舗リニューアルオープン
平成28年4月20日／有担保住宅ローン金利優遇キャンペーン実施（固定金利の大幅引下げ）
平成29年7月1日／個人型確定拠出年金（iDeCo）の紹介業務開始
平成29年11月15日／分署・出張所訪問による信組業務紹介活動の開始
令和3年12月13日／QR・バーコード決済業務開始（Pay Pay・J-Coin Pay）
令和5年3月31日／融資残高（409億円）が過去最高を更新
令和5年5月8日／SKC第7次システム開始
令和5年6月6日／口座管理アプリ「CRECO」運用開始
令和6年1月18日／創立70周年を迎え優良信用組合として表彰（全国信用組合大会）
令和7年9月29日／定例理事会におけるペーパーレス化の実施（専用タブレットの導入）

職域貢献活動（令和7年4月～令和8年3月）

① 東京消防庁との連携強化

職域金融機関としての特性を活かし、東京消防庁の福利厚生事業への貢献として、当組合職員が各消防署に出向して相談業務を行い、組合員一人ひとりのライフプランの支援や金融商品の正しい理解へのアドバイスを行う「しんくみ出張相談会」や「分署・出張所訪問活動」、要請のあった消防署等で、外部講師による「ライフプランセミナー」を実施しました。

●しんくみ出張相談会の様子



●ライフプランセミナーの様子



② 広報活動の充実

- ・「しんくみだより」、「ホームページ」、「電子掲示板（職員ポータル）」等の広報媒体を通じて、組合員の皆様にタイムリーな情報を提供しました。公式LINEから新着情報をお知らせしています。
- ・当組合以外の広報媒体として、（一財）東京消防協会が発刊する「東京消防」「福利厚生ニュース」等にキャンペーン商品等のPR及び最新のお知らせなどを掲載しました。
- ・幹部役職員が、方面本部長会議や方面内署長会議にお伺いし、当組合の業務説明等を実施しました。

●方面本部長会議の様子



③職域貢献事業の充実… 東京消防庁の福利厚生事業をはじめ、各種事業への支援を積極的に実施しました。

●剣道大会



●駅伝ロードレース大会



●総合中央競技大会



その他にも、職員・家族総合文化展や、東京消防出初式等への協力をさせていただきました。

その他当該事業年度の活動トピックス

●サイバーセキュリティ演習

金融庁主催の「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall X）」に参加いたしました。今後もサイバーセキュリティの態勢強化に取り組んでまいります。

●コーポレート・ガバナンスの体制強化

定例理事会を年6回開催し、重要な業務執行に係る意思決定等を行うとともに、経営の公平性・透明性の確保に努めています。



●普通救命講習

普通救命講習を受講し、心肺蘇生やAEDの使い方等の知識と技術を学びました。



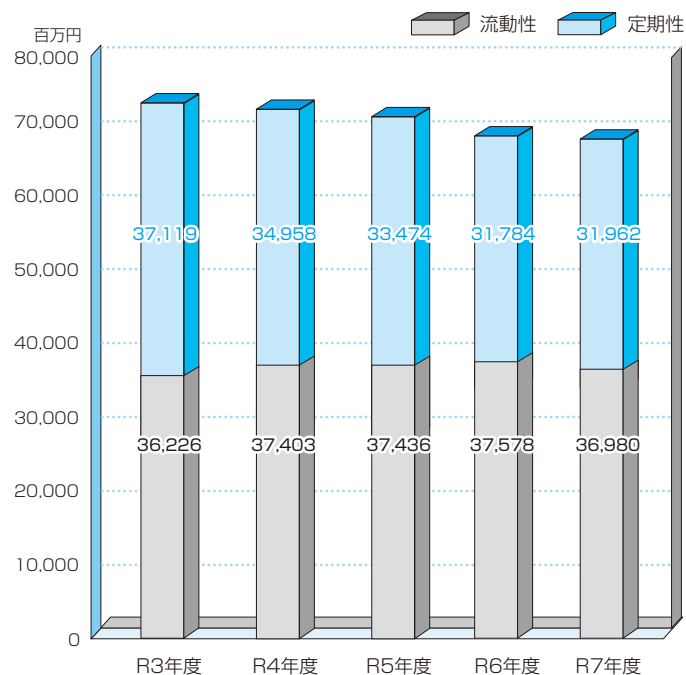
●自衛消防訓練

万が一の事態に備え、各店舗において、初期消火や避難誘導等の自衛消防訓練を実施しました。



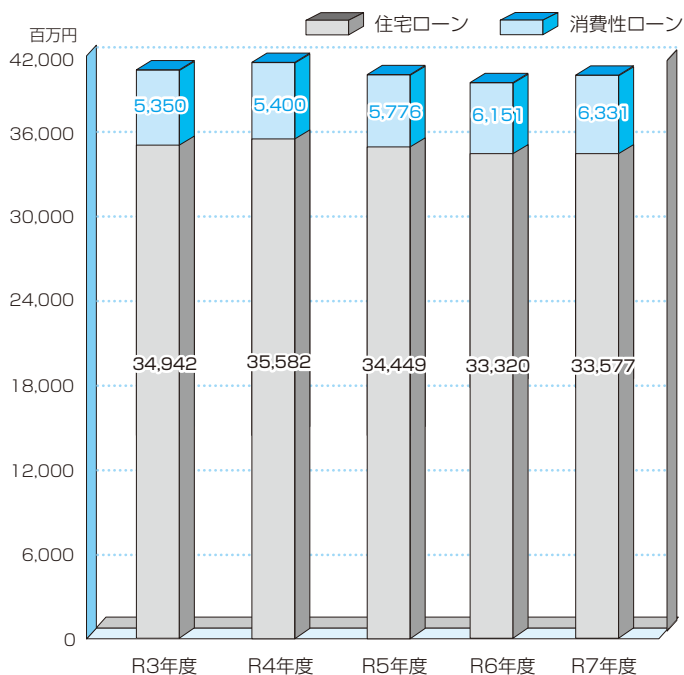
事業年度ハイライト

預金積金の推移



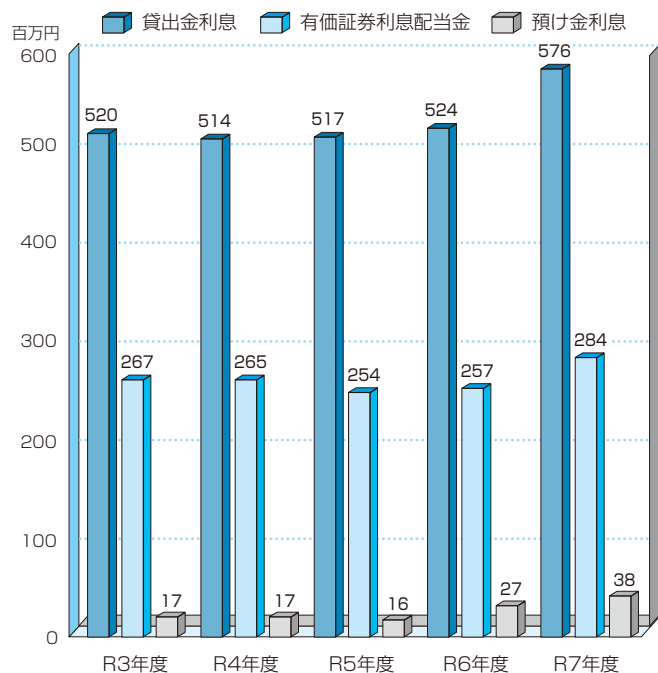
マイナス金利政策の解除により「金利のある世界」が戻ったことで、減少を続けていた定期性預金残高は前年度比1億77百万円の増加に転じました。一方で、コロナ禍後の需要回復等により物価が上昇する中で、流動性預金残高は前年度比5億98百万円の減少となりました。

貸出金の推移



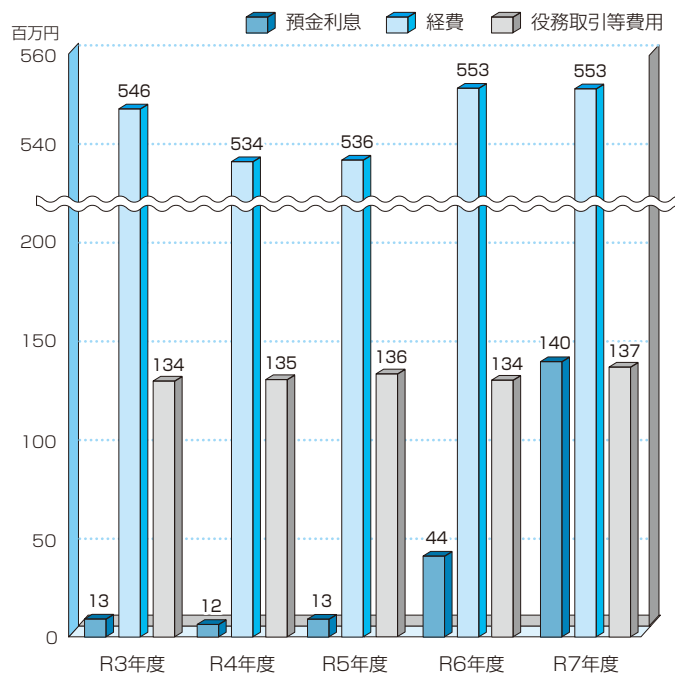
政策金利の引き上げが継続する中で、当組合の期間固定型住宅ローンが返済負担を抑える有効な手段であることが認知され、他の金融機関での変動金利型住宅ローンの利用者からの借り換えが急伸したこともあり、貸出金残高は前年度比4億37百万円の増加となりました。

主な収益



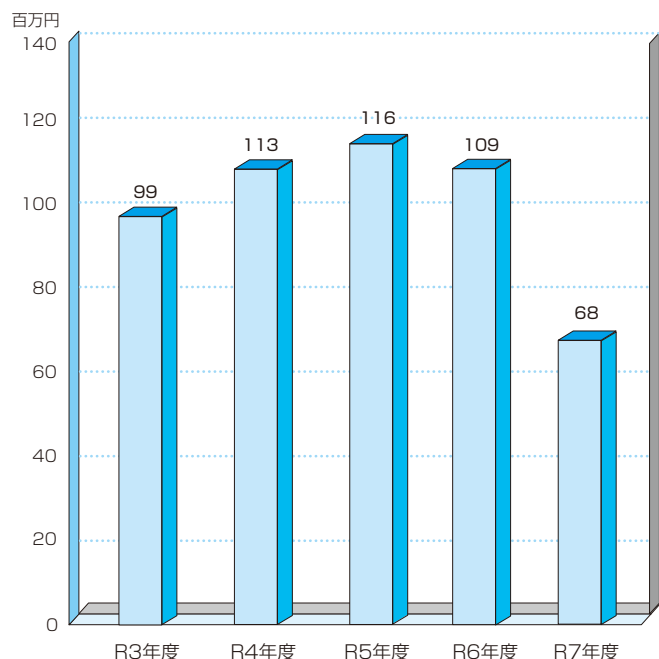
当組合の経常収益は、貸出金利息、有価証券利息配当金、預け金利息といった資金運用収益が94%占めております。政策金利の引き上げによって、資金運用利回りが上昇したことで、資金運用収益は前年度比90百万円の増加となりました。

主な費用



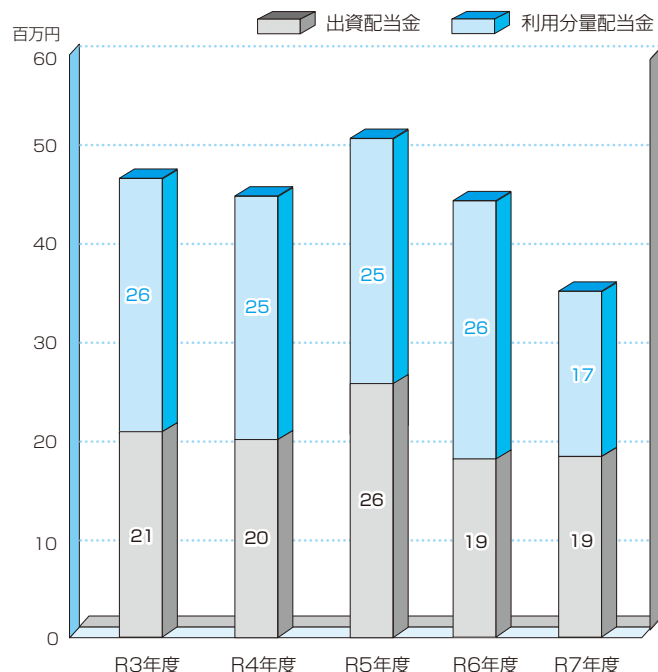
政策金利の引き上げにより、資金調達コストである預金利息が前年度比96百万円増加した一方で、セブン銀行ATM利用時に当組合が負担している支払為替手数料（役務取引等費用）、経費（人件費・物件費）は、前年度比で大きな増減はありませんでした。

当期純利益の推移



資金調達コスト（預金利息）の増加が資金運用収益（貸出金利息、預け金利息、有価証券利息配当金等）の増加を上回ったこと、また、超長期金利の上昇による投資信託の売却損の計上により、前年度比41百万円の減少となりましたが、14期連続で黒字決算を達成しました。

出資配当・利用分量配当金の推移

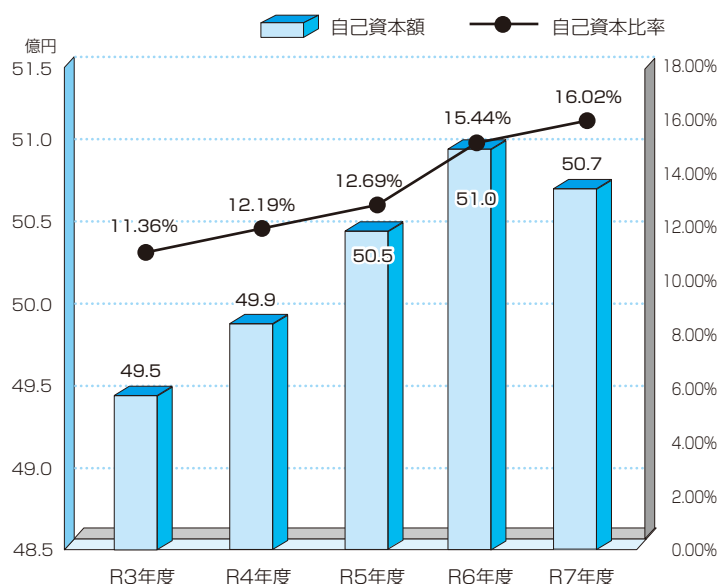


当組合は組合員の皆様に利益を公平に還元するとともに、内部留保による健全な財務体質の維持に努めております。

※利用分量配当とは

協同組合組織の金融機関に認められている特別な配当で、当該年度中の利益の中から、組合員皆様の組合事業に対する利用の割合に応じて還元するものです。

自己資本比率・自己資本額の推移

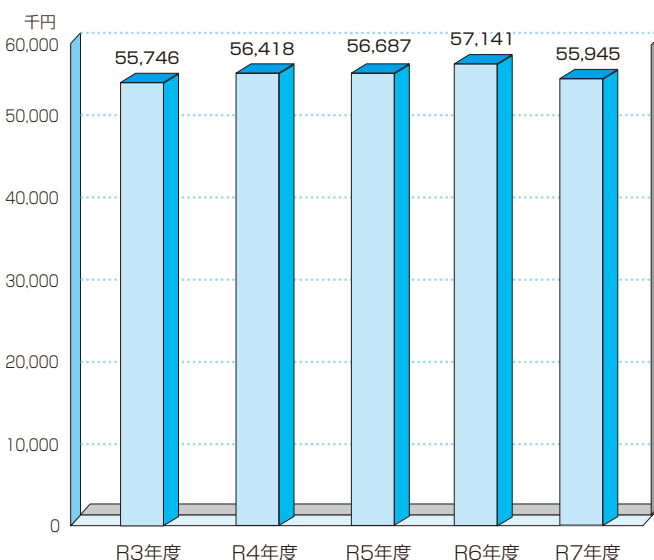


自己資本比率は金融機関の健全性を示す指標として用いられています。比率が高いほど、金融機関の経営がより健全であることを示しています。

海外に営業拠点を持たない信用組合の場合には、自己資本比率を4%以上とすることが求められています。

当組合の自己資本比率は16.02%で国内基準の4%を大きく上回っています。

支払為替手数料の状況



当組合キャッシュカードでセブン銀行等のATMを利用された場合、お客様が無料の時間帯でも、当組合では1回のご利用につき110円、または220円の相互利用手数料を支払っております。

当組合の収支において、この手数料のウエイトは大きく、状況によっては配当金にも影響を及ぼす可能性があります。

1日に何度も利用するといったことが無いよう、ATMのご利用は計画的にお願いします。

総代会について

総代会の仕組みと役割

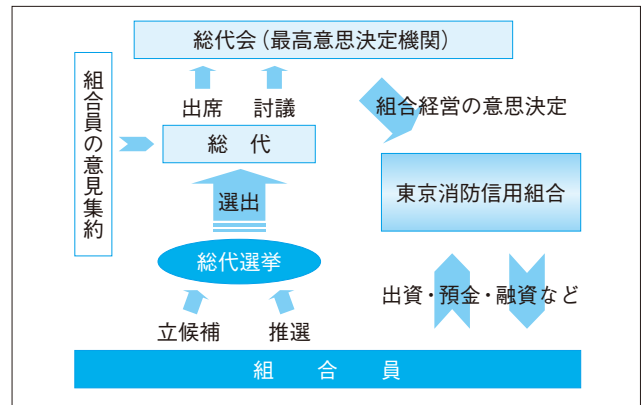
信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織の金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員27,845名(令和8年3月末)と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行なわれます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

また当組合では、総代会に限定することなく、「しんくみ出張相談会」や「分署・出張所訪問活動」、組合員へのアンケート調査を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。



総代の選出方法等

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約等に則り、各所属（選挙区）毎に自ら立候補した方もしくは選挙区内の組合員から推選された方の中から、その所属（選挙区）に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者（立候補者（推選を含む））の数が当該選挙区における総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者（推選を含む））を当選者として選挙は行っておりません。

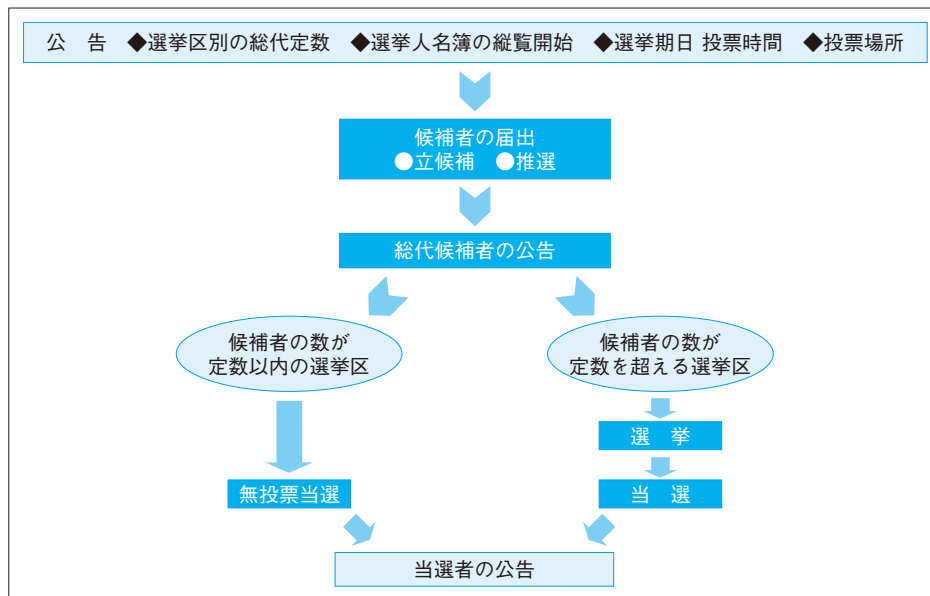
(2) 定数

総代の定数は、100人以上150人以内です。選挙区別の定数は、原則として1選挙区から1名を選出しております。(令和8年3月31日現在の総代定数は131人)

(3) 任期

総代の任期は3年となっています。

総代選挙までの手続き



総代会の決議事項等の議事概要

第73期通常総代会が、令和8年6月24日午後3時より、東京消防庁芝消防署で開催されました。当日は総代131名のうち、出席者71名（うち、委任状による代理出席2名）、書面議決による出席60名のもと行われ、結果は下記の議案について全て承認されました。

○報告事項

令和7年度事業報告

○議決事項

第1号議案 令和7年度計算書類等（貸借対照表、損益計算書）について

第2号議案 令和7年度剰余金処分案について

第3号議案 令和8年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

第4号議案 「所在不明組合員」の除名（案）について

第5号議案 役員の選出について

○連絡事項

バンキングアプリの導入について



（令和8年7月1日現在）（敬称略、順不同）

総代

選挙区	総代定数	総代数	総代氏名（敬称略、順不同）									
企画調整部	3	3	二瓶 明康 ①	宮地 正和 ②	松本 幸彦 ②							
安全推進部	2	2	佐藤 匠 ②	原重 嘉郎 ①								
総務部	4	4	原口 将 ①	中西 功 ②	猪野 恵美 ◆	浅井 聡 ①						
人事部	4	4	森 健介 ②	新川 未来 ①	根来 良輔 ①	長藤 智美 ②						
警防部	4	4	渡邊 敦子 ◆	齋藤 里恵 ①	西谷 友香 ②	須藤 潤子 ③						
防災部	4	4	保科 智治 ①	磯 敦雄 ②	古澤 友典 ②	大塚 昌夫 ②						
救急部	3	3	後藤健太郎 ②	山口 誠 ②	中 猛 ①							
予防部	5	5	西村 恵理 ①	小島 正嗣 ①	齋藤 真美 ◆	高橋 伸幸 ①	小倉 里江 ②					
装備部	3	3	小林 大士 ①	村上 和也 ②	千島清奈生 ①							
消防学校	2	2	鶴澤真二郎 ①	河合雄宇介 ③								
第一方面	11	11	木村 健太 ②	荒木 聡 ①	中野 昇 ②	今村 隼人 ①	真鍋 忠裕 ①	高野 真弓 ②				
			軍司 和貴 ①	齋藤 秀之 ①	操本 公平 ②	津田 祐希 ②	平野 学 ①					
第二方面	8	8	白石 卓郎 ②	佐藤 琢治 ③	中島 友成 ①	松本 大輔 ①	加賀 博剛 ②	牛込 公代 ②				
			小林 剛志 ②	鈴木 優 ②								
第三方面	6	6	安永 浩一 ③	森 保夫 ②	小宮 幸嗣 ①	長嶋 義紀 ②	牛尾 琢也 ①	石塚 登 ②				
第四方面	8	8	鈴木 国臣 ②	大澤 凌平 ①	樫原 伸彦 ②	有村 恭慈 ②	伴 尚樹 ①	松田 隼 ③				
			渡邊 安平 ②	山口希久子 ◆								
第五方面	8	8	日高 一誠 ①	原田 哲 ②	村上 拓也 ②	芹澤 順子 ◆	古賀 暁子 ◆	加藤奈保子 ◆				
			石山 香織 ◆	二山 雅子 ③								
第十方面	6	6	袴田さおり ◆	殿埴 尚人 ②	畠山 祐太 ①	中野 来玲 ①	平柳 徹 ②	小塚 直樹 ①				
第六方面	9	9	杉山 大樹 ①	高堀 京子 ②	宇井 和伸 ①	奈良 和彦 ①	上野 直美 ◆	中里美佑稀 ①				
			大原 千香 ◆	元木花夢奈 ①	下山 猛 ②							
第七方面	10	10	遊佐 克也 ②	吉安真亜紗 ②	向山 明宏 ①	金枅 直美 ②	鹿島貴代美 ◆	佐藤 泰彦 ①				
			日高 哲也 ②	黒澤 純一 ②	熊谷 康 ②	久東 直子 ◆						
第八方面	16	16	石川 幸史 ②	櫻戸 陽子 ③	中澤 則夫 ②	伊藤 正明 ①	川上 英治 ①	木村 朋晃 ①				
			種市 真也 ①	堀江 俊介 ②	藤澤 充子 ②	今井 令奈 ①	北條 浩徳 ①	久島 健 ②				
			太向 充 ①	野元 大資 ②	名児耶直子 ③	佐々木美子 ◆						
第九方面	9	9	大神田明日香 ②	川西 弘城 ②	田口 翔 ①	山崎 海渡 ①	高田 学 ①	蓮沼 淳 ②				
			三浦 貴人 ②	木内 徹男 ②	川添 智 ②							
東京消防庁の退職者	5	5	榎本 守秀 ◆	酒井 智幸 ③	高橋 一好 ◆	根津 幸夫 ③	蓮沼 純一 ③					
東京消防信用組合の職員及びその退職者東京消防庁に直接関係ある法人、団体の役員並びにその退職者	1	1	榊 将志 ②									

（注1）氏名の後に平成17年度以降の就任回数を記載しております。（注2）就任回数が3回を超えている場合は◆で示しております。

組合員の意見を反映させる取組状況に関する事項

◎各種渉外活動等の実施

組合員皆様の福利厚生の一環として、ライフプランの支援や金融商品の正しい理解へのアドバイス等を実施するとともに、アンケート調査などでいただいた、組合員皆様の「声」を業務運営や商品販売に反映させました。

【営業活動】

- ・全ての消防署を訪問し、各種金融に関する相談を受ける「しんくみ出張相談会」を実施しました。
- ・全ての分署・出張所を訪問し、当組合の商品を紹介する「分署・出張所訪問活動」を実施しました。
- ・消防学校・消防署等からの要請により、外部講師及び信組役職員によるライフプランセミナーを開催しました。
- ・（一財）東京消防協会が主催する東京消防庁職員住宅セミナーにおいて、資金相談会を2回実施しました。

【預金関係】

- ・日銀の政策金利引き上げに伴い、当組合の預金金利を引き上げました。
- ・賞与の支給に合わせて、定期預金の「特別金利キャンペーン」を実施しました。
- ・ご好評いただいている「退職者向け定期預金」の販売をしました。
- ・退職組合員を対象にした「シニア定期預金」の販売を開始しました。

【融資関係】

- ・住宅購入資金のニーズに応えるため、当初期間（5年、10年、20年）固定金利型住宅ローンの販売をしました。
- ・ご好評いただいている「住宅ローン 期間固定型10年」について、令和7年4月から令和8年3月まで金利優遇キャンペーンを実施しました。
- ・組合員皆様から好評を博している「マイカーローン（変動金利型）」について、令和7年10月から令和8年3月まで金利優遇キャンペーンを実施しました。
- ・奨学金の借り換えなどにも利用できる「学費ローン」について、令和8年2月から令和8年5月まで金利優遇キャンペーンを実施しました。

令和7年度 経営環境・事業概況

■ 経済・金融環境

令和7年度の我が国の経営環境は、米国の関税引き上げという逆境に見舞われながらも、政府の物価高対策と高水準の賃上げ効果により実質賃金が増加に転じたこともあり、内需を中心に緩やかな回復が続く、政府・日銀が目指してきた「賃金・物価の好循環」の実現が現実味を帯びてきました。

一方で、中東情勢の悪化を受けた原油価格の高騰による消費者物価の押し上げに加えて、高市政権による「責任ある積極財政」の下で、短期的には円安の急伸がコストプッシュのインフレーションを加速させ、家計の実質所得と企業収益を押し下げることで下振れリスクとして懸念されています。

このような状況下、金融環境においては、現在の政策金利が景気を刺激も冷やしもしない中立的な金利水準で相当の距離があり、依然として緩やかな水準にあることから、日銀は半年に1回程度の利上げペースを維持することが見込まれています。

このことから、多くの金融機関では収益改善の原資となる預金の重要性が増しており、元手となる資金をより多く確保するために、預金獲得競争が激化しており、当組合においても金利の変動に左右されにくい、粘着性の高い預金取引をさらに強化することが求められ1年でした。

「金利のある世界」が新たなフェーズに入る中で、当組合は14年連続で黒字決算を達成しました。また、経営の健全性を示す「自己資本比率」は、国内基準（4%）を大幅に上回る16.02%となっており、健全な財務体質を十分確保しております。

■ 経営課題

当組合の使命は、組合員による相互扶助の精神に基づいて、東京消防庁職員のライフプランの実現と福利厚生の上昇に貢献することであり、その結果が当組合の経営基盤の強化に繋がると考えております。

また、資金運用収益の柱となる貸出金利は、日銀による利上げ路線が継続する中で、貸出金利の回りの上昇によって増加傾向にあるものの、依然として資金調達コストである預金金利の増加をフルカバーするまでには至らず、有価証券運用等による一定の収益に依存せざるを得ない状況にあります。引き続き貸出金を含めた資産運用による収益力の向上を図るために、原資となる預金の獲得が急務となっております。

このことから、令和7年度の重点事業として以下の18項目を掲げ、全役職員が一丸となって取り組むことで、一層の経営基盤の強化と組合員の安定した生活の維持に努めてまいります。

重点項目

■ 令和7年度収益管理計画及び3カ年経営指標の推進

ア. 預金・積金について

「金利のある世界」への帰向から、昨年度に引き続き組合員のニーズに応えた商品の積極的な販売に努めました。とりわけ夏冬のボーナス時期に合わせた金利優遇定期預金、さらには、退職を迎えた方には金利を優遇した「退職者向け定期預金」、既存の退職者についても金利を優遇した「シニア定期預金」の販売に注力した結果、定期預金は前年度比で約13億円の増加となりました。

一方で、コロナ禍からの経済活動の回復による資金需要の高まりに加えて、令和6年1月から始まった新しい少額投資非課税制度（NISA）の影響から、「貯蓄から投資へ」の流れが加速したことによって、普通預金残高が前年度比で約6億円の減少に転じました。また、現職組合員に向けた「ライフプラン目的積金」、「エンドレス型積立定期預金」、「財産形成貯蓄」といった積立定期預金が前年度比で約12億円の減少となったことから、定期性預金の残高は前年度比で約1億円増加し、預金・積金の総額は前年度比で約4億円減少の68.9億円となりました。

また、預金利息については、預金平均残高が前年度比で5億800万円減少したものの、預金利回りが0.14%上昇したことから、前年度比で955万円増加した1億400万円となりました。

イ. 融資拡大について

当組合では、融資利用者数と融資額の拡大を最重要事業に位置づけ、主力商品である有担保住宅ローンをはじめとして、人気があるマイカー、学費、プライダルの各種ローン、さらに、申込み当日に利用可能な「フレッシュローン」、「カードローン」等のほか、お住まいの増改築や修繕を応援する「住宅リフォームローン」等、組合員様のニーズにお応えする各商品の販売に努めてまいります。

また、役員及び幹部による本庁及び消防方面本部、消防署幹部に対するセールス活動、更には職員が定期的に消防署・消防出張所等を訪問する「しんくみ出張相談会」、「分署・出張所訪問活動」を展開しました。

加えて、職員ポータルへの情報提供及びポスター、チラシ等の配布といった非対面の広報活動を中心としたインサイドセールスを積極的に展開したこともあり、マイカーローン、学費ローンを中心とした消費性ローンは堅調に伸びました。

また、政策金利の引き上げにより変動金利型住宅ローンの金利が上昇傾向にある中で、当組合の主力商品である期間固定型住宅ローンは、将来の返済負担を抑える有効な手段であることが多くの方に認知され、期間固定型住宅ローンへの借り換えが増えたことで、融資利用者数は前年度比で62先増加した4,925名、融資額は4億円増加の39.9億円となりました。

また、貸出金利については、貸出金平均残高が前年度比で3億円減少したものの、貸出金利回りが0.14%上昇したことから、前年度比で526万円増加した5億760万円となりました。

ウ. 資金運用について

令和6年12月の日銀による政策金利の引き上げに加え、高市政権の発足による財政悪化への懸念から、国債市場では、特に超長期債の金利を中心に急上昇したことで、これまで保有を続けてきた超長期国債ラダーファンド4銘柄すべてを売却し、国債等債券償還還本を5億677万円を計上しました。一方で、評価益を有するJ-REITと利付債の売却により、国債等債券売却益を4億855万円を計上しましたが、売却損益はネットで81万円の損失となりました。

このような状況下で、統合的なリスク管理を通じて、健全性・安定性を確保しつつ、能動的に収益性を追求した結果、当年度については、有価証券の純投資額27.9億円に対して、利息配当金は2億844万円を確保いたしました。

エ. 役務取引等費用について

PayPay等のQR・バーコード決済業務によるキャッシュレス化を推進するとともに、セブン銀行ATMの計画的な利用を呼び掛けるなど、役務取引等費用の抑制に積極的に取り組ましました。

■ 顧客ニーズに応える経営

職域の金融機関としての特性を活かした「職域密着型金融推進計画」（令和7年～令和9年度）を策定し、職域型金融の円滑化（顧客ニーズに応える経営）、金融システムの健全性の維持（景気に左右されない金融仲介機能の発揮）、組合員の利便性の向上（顧客の継続・安心感の確保等）の三本柱により、組織全体としての創意工夫を凝らした取組みを継続・強化することで、役職員挙げて目標達成に取り組んでいます。

■ 法令等遵守(コンプライアンス)態勢の強化

法令等遵守の徹底は、当組合の信頼の維持、業務の健全性及び適切性の確保を図るための最重要事項です。

当組合では、経営戦略会議をはじめ、コンプライアンス委員会を的確に機能させるとともに、コンプライアンス・プログラムの充実を図るなど適切に業務を遂行いたしました。

また、リスク管理については、当組合の規模・特性に応じ総体的にリスク状況を分析し、リスク管理上の弱点等の改善に努めました。

■ 顧客の信頼・安心感の確保等

業務の継続性の確保として、システムの安全稼働と業務継続体制の整備等に万全を期すとともに、顧客情報への不正アクセス、不正情報取得等を制御・防止する仕組みを構築いたしました。

また、OB組合員を含め組合員に対しては、対面（Face to Face）によるアプローチによって、適切かつ丁寧な商品説明に心掛けるとともに、顧客からの相談等には真摯に対応いたしました。

■ 統合的リスク管理の確立とリスク管理態勢及び収益管理態勢の充実

当組合が直面するリスクに関して、それぞれのリスク・カテゴリー毎（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、経営体力である自己資本と比較・対照する自己管理型のリスク管理を的確に実践するため、統合的リスク管理に関する機能の実効性確保に努めました。

■ オペレーショナル・リスクの極小化

金融検査及び内部監査における指摘、指導事項の改善状況の検証等を継続的に行いました。また、実効性のある自店検査を推進するとともに、部店間で相互に実施するクロス・チェックを定期的に実施することで、オペレーショナル・リスクの低減と事務の効率・正確化に努めました。

■ 経営情報の公表

組合の経営状況については、適宜発行する「しんくみだより」及び、年2回発行するディスクロージャー誌を通じて経営の実態を公表するとともに、当組合ホームページ、当組合公式LINE、東京消防庁電子掲示板（職員ポータル）等により、タイムリーな情報を積極的に提供しました。

■ 融資条件緩和对策への対応

中小企業等金融円滑化法が平成25年3月末日をもって終了となりましたが、法終了後も当組合の金融円滑化に向けた基本方針は変わりません。当組合では既往の住宅ローンを始めとする各種ローンの貸付条件変更の相談等があった場合はきめ細やかに対応するよう努めております。

■ 多重債務問題の解決

多重債務者救済のための相談体制の充実を図るとともに、「多重債務者相談強化キャンペーン2025」のポスターを掲出するなど、多重債務問題に対して積極的に取り組みました。

■ 振り込み詐欺・悪質な投資勧誘の防止

「オレオレ詐欺」、「還付金詐欺」、「キャッシュカードの受取り詐欺」や株式等有価証券の取引に関する悪質な投資勧誘に組合員が遭わないよう、窓口での声かけや「しんくみだより」、OB組合員向け機関誌「三位の絆」等の広報媒体にて注意喚起に努めました。

■ 偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳への対応

様々な広報媒体を通じて、盗難防止はもとより、偽造キャッシュカード等による預金の不正引出し防止対策等について、組合員への注意喚起に努めた結果、令和7年度の被害はありませんでした。

■ マネー・ローンダリング、テロ資金供与防止対策への対応

犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認や確認記録・取引記録の作成・保存等に加え、日々の取引において、疑わしい取引に該当する可能性のある取引を検索し、特定・評価することで、疑わしい取引の把握と届出に努めました。

また、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」については、経営陣が積極的に主導し、関連諸規程等の整備の他、「リスク評価書」の見直しを行うなど、実効性のあるマネー・ローンダリング、テロ資金供与対策の態勢整備に努めました。

■ 反社会的勢力との関係遮断

金銭消費貸借契約書や預金規定等に暴力団排除条項を加え、反社会的勢力介入排除に向けた姿勢を明確にするとともに、取引の入り口、事後、出口の各段階において、それぞれ適切な事前審査、事後検証等による反社会的勢力との関係遮断に取り組んだ結果、令和7年度中の該当事例はありませんでした。

■ サイバーセキュリティ対策

金融システム全体の安定のため、サイバーセキュリティの確保に向けた取り組みを推進するとともに、サイバー攻撃に対するセキュリティ対策を向上させるために、関係機関が実施するサイバーセキュリティ演習に参加し、サイバーセキュリティの対応能力の向上に努めました。

■ 金融ADR制度の活用(金融分野における裁判外紛争解決制度)

組合員から当組合に対して申し出のあった相談苦情等で、相当の期間を経ても解決に至らないケースについては、金融分野におけるトラブルについて裁判外で簡易・迅速な解決を行うために「金融ADR制度」の活用に取り組んでいますが、令和7年度中活用実績はありませんでした。

■ 業務継続への対応

大規模災害等により被災した場合には、業務継続計画（Business Continuity Plan）に基づき事業を継続するとともに、「大規模災害時等における相互支援に係る申し合せ」に基づき、他の職員信用組合（4組合）との緊密な連携等による業務継続体制による対応に備えました。

■ 人材の計画的育成

近年の金融機関を取り巻く環境に対応するため、当組合においても人材の計画的育成は喫緊の課題になっていることから、職員には職務に必要な通信教育の受講をはじめ、各種資格の取得を奨励し、その資格を活かしたサービス向上が図れるよう育成に取り組ましました。さらに、金融庁のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインに基づき、専門性・適性等有る者を有する職員の確保・育成に努めました。

また、令和7年度末までに15名の職員がFP（ファイナンシャル・プランナー）技能試験に合格し資格を取得しております。

■ 予算の計画的・効果的な執行

早期に安定した収支構造を確立するため、最小の経費で最大の効果を上げられるように業務全般を見直し、メリハリのある効率的な業務運営に努めました。

組合員の推移

(単位:人)

区 分	令和6年度	令和7年度
個 人	27,484	27,837
法 人	8	8
合 計	27,492	27,845

役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)

(令和8年7月1日現在)

理 事 長／門倉 徹(※)	常務理事／唐澤 学				
理 事／瀬崎 幸吾(※)	理 事／上原 源隆(※)	理 事／久貝 壽之(※)	理 事／佐藤 宏紀(※)	注)当組合は、職員出身者以外の理事14名 (※印)の経営参画により、ガバナンスの 向上や組合員の意見の多面的な反映に努 めております。	
理 事／関 正子(※)	理 事／強口 理恵子(※)	理 事／中村 秀和(※)	理 事／岡田 満(※)		
理 事／丸田 伸彦(※)	理 事／奥寺 弓子(※)	理 事／三戸 敦裕(※)	理 事／古井 亮生(※)		
理 事／上田 次郎郎(※)					
監 事／岩崎 隆浩	監 事／浅見 匡哉	監 事／角田 洋一			

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額	
(負債の部)	令和 6 年度	令和 7 年度
預 金 積 金	69,363,200	68,942,678
普 通 預 金	37,550,125	36,950,903
貯 蓄 預 金	17,232	18,120
定 期 預 金	30,858,968	31,267,353
定 期 積 金	926,000	694,935
そ の 他 の 預 金	10,874	11,365
借 用 金	5,000,000	3,800,000
当 座 借 越	5,000,000	3,800,000
そ の 他 負 債	191,253	230,404
未 決 済 為 替 借	102,177	107,577
未 払 費 用	53,413	76,074
給 付 補 填 備 金	2,898	2,295
未 払 法 人 税 等	8,654	610
払 戻 未 済 金	14,211	32,096
リ ー ス 債 務	1,065	214
資 産 除 去 債 務	1,575	1,575
そ の 他 の 負 債	7,257	9,960
賞 与 引 当 金	25,721	28,342
退 職 給 付 引 当 金	162,120	176,627
睡眠預金払戻損失引当金	65	13
負 債 の 部 合 計	74,742,362	73,178,066
(純資産の部)		
出 資 金	653,012	629,067
普 通 出 資 金	653,012	629,067
利 益 剰 余 金	4,483,106	4,505,387
利 益 準 備 金	658,690	653,012
その他利益剰余金	3,824,416	3,852,375
特 別 積 立 金	2,800,000	2,800,000
当期末処分剰余金	1,024,416	1,052,375
組 合 員 勘 定 合 計	5,136,118	5,134,455
その他有価証券評価差額金	△ 601,268	△ 898,963
評価・換算差額等合計	△ 601,268	△ 898,963
純 資 産 の 部 合 計	4,534,850	4,235,491
負債及び純資産の部合計	79,277,212	77,413,557

貸借対照表の注記事項

10. 睡眠預金戻戻損失当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
11. 収益の計上方法について、債務取引等収益は債務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入手数料」が、替務者から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基くものがあります。
為替業務及びその他の債務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
13. 資産除去債務
当組合は、支店退去時の原状回復義務に備えるため、資産除去債務を計上しております。当事業年度において、資産除去債務残高は、1,575千円であります。
14. 重要な会計上の見積り
会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 109百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
15. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、東京消防庁職員を主としたお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、融資部により行われ、また、定期的に経営戦略会議や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、経営戦略会議での審議を経て、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利リスクを総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に経営戦略会議に報告しております。
(ii) 為替リスクの管理
当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

- (iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、経営戦略会議の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。
このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は、経営戦略会議を経て、理事会において定期的に報告されております。
- (iv) 市場リスクに係る定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」及び「借入金」であります。
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合100%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、経済価値は、1,328百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調節などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
16. 金融商品の時価等に関する事項
令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び全信組連出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)				
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
(1) 預け金 (*1)	9,605	9,594	△ 10	
(2) 有価証券 (*2)	—	—	—	
(3) 貸出金 (*1)	26,699	26,699	—	
貸倒引当金 (*2)	△ 109			
	39,799	38,783	△ 1,016	
金融資産計	76,103	75,076	△ 1,026	
(1) 預金積金 (*1)	68,942	68,547	△ 395	
(2) 借入金 (*1)	3,800	3,800	—	
金融負債計	72,742	72,347	△ 395	

- (※1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
- (※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針31号 令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (注1) 金融商品の時価等の算定方法
金融資産
(1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。
- (2) 有価証券
債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については17. から21. に記載しております。
- (3) 貸出金
貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。
① 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）
② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

- 金融負債
(1) 預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。
- (2) 借入金
借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。
- (注2) 市場価格のない株式等及び全信組連出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分		貸借対照表計上額
非上場株式 (*)		0
全信組連出資金 (*)		391
合 計		391

- (※) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象ははしております。

(単位:百万円)				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	9,605	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
満期保有目的の債券	—	—	—	—
その他有価証券のうち	2,400	10,400	13,020	2,100
満期があるもの	—	—	—	—
貸出金 (*)	2,637	8,657	7,840	19,333
合 計	14,643	19,057	20,860	21,433

- (※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(単位:百万円)				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金 (*)	51,566	17,375	—	—
借入金	3,800	—	—	—
合 計	55,366	17,375	—	—

- (※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

17. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下21. まで同様であります。
- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

- (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。
- (4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】
該当ありません。
【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 (単位:百万円)

		貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式		0	0	—
債 権	国 債	24,721	25,913	△ 1,191
	地 方 債	4,837	5,131	△ 293
	社 債	4,705	5,147	△ 442
	そ の 他	15,178	15,633	△ 455
そ の 他	外国債券	1,978	2,041	△ 63
	投資信託	1,854	1,907	△ 52
	小 計	123	134	△ 10
合 計		26,699	27,954	△ 1,255

18. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
19. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
3,377 百万円	485 百万円	567 百万円

20. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。
(単位:百万円)

		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 権	国 債	1,793	9,157	11,759	2,010
	地 方 債	—	611	4,226	—
	社 債	—	475	4,229	—
	そ の 他	1,793	8,070	3,304	2,010
そ の 他	外国債券	598	974	282	—
	投資信託	598	974	282	—
	合 計	2,392	10,131	12,041	2,010

21. 減損処理を行った有価証券
売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
なお、当事業年度における減損処理はありません。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価と比べ30%以上下落した場合としております。
22. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は貸出金、「その他資産」中の未取利息及び仮払金の各勘定に計上されております。
- | | |
|-------------------|---------|
| 破綻先債権及びこれらに準ずる債権額 | 194 百万円 |
| 危険債権額 | 89 百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | — 百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 11 百万円 |
| 合計額 | 295 百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決を行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、595百万円であります。これらはすべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであったため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
24. 有形固定資産の減価償却累計額 104 百万円
25. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 27 百万円
26. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 — 百万円
27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産				
税務上の繰越欠損金 (注1)	—	—	—	38 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	—	—	—	50
貸出金償却損金不算入額	—	—	—	9
未払賞与損金不算入額	—	—	—	8
有価証券評価差額金	—	—	—	356
その他	—	—	—	1
繰延税金資産小計	—	—	—	464
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	—	—	—	△ 9
評価性引当額小計	—	—	—	△ 9
繰延税金資産合計	—	—	—	455
繰延税金資産の純額	—	—	—	455 百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額				
	1年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超
税務上の繰越欠損金 (a)	38	—	—	—
評価性引当額	—	—	—	—
繰延税金資産	38	—	—	—
				(b) 38 百万円

- (a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- (b) 税務上の繰越欠損金は38百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産38百万円を計上しております。この繰延税金資産38百万円は令和8年3月期に、税法上の損失136百万円計上したことにより生じた繰越欠損金の残高38百万円（法定実効税率を乗じた額）に対して全額認識したものであります。当該税務上の繰越欠損金については、将来課税所得の見込みにより回収可能と判断し、評価性引当額を認識しておりません。
28. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
- | | | |
|-------------|-------|-----------|
| 担保提供している資産 | 預 け 金 | 2,000 百万円 |
| | 有価証券 | 4,173 百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | 借 入 金 | 3,800 百万円 |
- 上記のほか、公金取扱い及び替取引のために預け金401百万円を担保として提供しております。
29. 出資1口当たりの純資産額は673円29銭です。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	865,845	1,447,527
資 金 運 用 収 益	818,201	908,641
貸 出 金 利 息	524,123	576,849
預 け 金 利 息	27,376	38,433
有価証券利息配当金	257,928	284,584
その他の受入利息	8,774	8,774
役 務 取 引 等 収 益	11,720	14,305
受入為替手数料	5,333	7,027
その他の役務収益	6,387	7,277
そ の 他 業 務 収 益	26,880	524,529
国債等債券売却益	—	485,921
その他の業務収益	26,880	38,607
そ の 他 経 常 収 益	9,042	51
貸倒引当金戻入益	8,800	—
その他の経常収益	242	51
経 常 費 用	734,520	1,401,789
資 金 調 達 費 用	46,788	142,091
預 金 利 息	44,998	140,612
給付補填金繰入額	1,776	1,472
その他の支払利息	13	6
役 務 取 引 等 費 用	134,175	137,122
支払為替手数料	57,141	55,945
その他の役務費用	77,033	81,177
そ の 他 業 務 費 用	116	567,058
国債等債券償還損	15	567,058
その他の業務費用	101	—
経 費	553,284	553,718
人 件 費	386,572	383,080
物 件 費	148,625	151,715
税 金	18,087	18,922
そ の 他 経 常 費 用	155	1,799
貸倒引当金繰入額	—	1,528
その他の経常費用	155	271
経 常 利 益	131,324	45,737
特 別 損 失	0	400
固 定 資 産 処 分 損	0	400
税引前当期純利益	131,324	45,336
法人税、住民税及び事業税	13,330	16
法 人 税 等 調 整 額	8,313	△ 22,822
法 人 税 等 合 計	21,643	△ 22,805
当 期 純 利 益	109,680	68,142
繰越金(当期首残高)	914,735	984,233
当期末処分剰余金	1,024,416	1,052,375

(注) 1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2.出資1口当りの当期純利益 10円34銭
3.収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和6年度	令和7年度
当期末処分剰余金	1,024,416,236	1,052,375,518
利益準備金取崩額	5,678,000	23,944,500
剰 余 金 処 分 額	45,860,734	36,552,689
普通出資に対する配当金	19,746,960	19,404,522
	(年3%の割合)	(年3%の割合)
事業の利用分量に対する配当金	26,113,774	17,148,167
(貸付金利息)	(100円につき5円の割合)	(100円につき3円の割合)
繰越金(当期末残高)	984,233,502	1,039,767,329

業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
資 金 運 用 収 益	818,201	908,641
資 金 調 達 費 用	46,788	142,091
資 金 運 用 収 支	771,413	766,549
役 務 取 引 等 収 益	11,720	14,305
役 務 取 引 等 費 用	134,175	137,122
役 務 取 引 等 収 支	△ 122,455	△ 122,817
そ の 他 業 務 収 益	26,880	524,529
そ の 他 業 務 費 用	116	567,058
そ の 他 業 務 収 支	26,763	△ 42,528
業 務 粗 利 益	675,722	601,203
業 務 粗 利 益 率	0.83%	0.74%
業 務 純 益	122,437	44,833
実 質 業 務 純 益	122,437	47,485
コ ア 業 務 純 益	122,452	128,621
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く)	130,477	128,621

(注) 1.業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
2.業務純益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
3.業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
4.実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額



コア業務純益は、金融機関の本来業務である資金運用収益(貸出金利息など)、役務取引等収益(受入為替手数料など)などから資金調達費用(預金利息など)、経費、役務取引等費用(支払為替手数料など)を差し引いたものです。金融機関の本来業務(＝コア)による収益力を表します。

経理・経営内容

経費の内訳

項 目	令和6年度	令和7年度
人 件 費	386,572	383,080
報酬給料手当	312,049	307,975
退職給付費用	26,051	25,688
その他	48,470	49,416
物 件 費	148,625	151,715
事 務 費	93,597	100,825
固定資産費	18,767	16,278
事業費	14,422	13,704
人事厚生費	2,373	2,851
有形固定資産償却	7,491	7,361
無形固定資産償却	1,695	702
その他	10,277	9,992
税金	18,087	18,922
経費合計	553,284	553,718

役務取引の状況

科 目	令和6年度	令和7年度
役 務 取 引 等 収 益	11,720	14,305
受 入 為 替 手 数 料	5,333	7,027
その他の受入手数料	6,387	7,277
役 務 取 引 等 費 用	134,175	137,122
支 払 為 替 手 数 料	57,141	55,945
その他の支払手数料	3,847	7,897
その他の役務取引等費用	73,185	73,279

受取利息及び支払利息の増減

項 目	令和6年度	令和7年度
受 取 利 息 の 増 減	21,507	90,439
支 払 利 息 の 増 減	30,881	95,302

業務純益

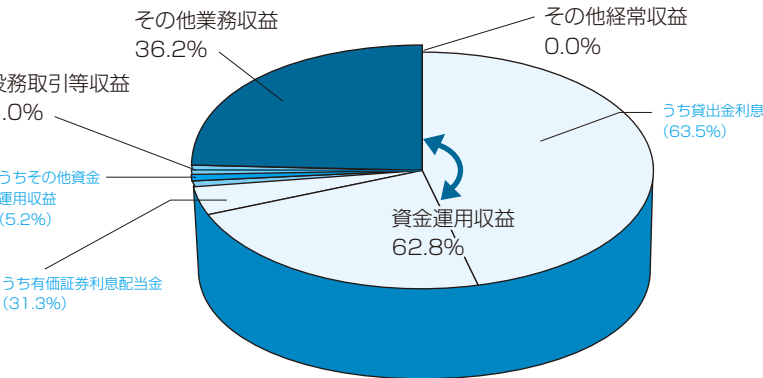
項 目	令和6年度	令和7年度
業 務 純 益	122,437	44,833

主要な経営指標の推移

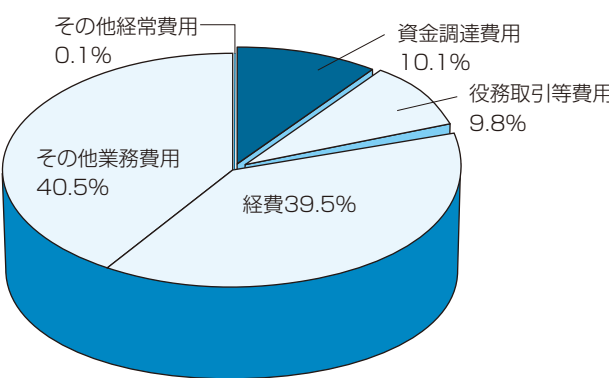
区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	838,164	856,783	884,231	865,845	1,447,527
経 常 利 益	124,105	148,967	149,882	131,324	45,737
当 期 純 利 益	99,916	113,731	116,494	109,680	68,142
預 金 積 金 残 高	73,345,947	72,362,284	70,910,792	69,363,200	68,942,678
貸 出 金 残 高	40,292,724	40,983,126	40,225,369	39,471,745	39,909,038
有 価 証 券 残 高	26,679,002	26,400,464	25,466,068	24,354,755	26,699,579
総 資 産 額	88,469,441	82,941,678	81,537,193	79,277,212	77,413,557
純 資 産 額	5,674,498	5,203,640	5,152,893	4,534,850	4,235,491
自己資本比率（単体）	11.36 %	12.19 %	12.69 %	15.44 %	16.02 %
出 資 総 額	686,391	665,630	658,690	653,012	629,067
出 資 総 口 数	6,863,910 口	6,656,300 口	6,586,900 口	6,530,120 口	6,290,675 口
出資に対する配当金	21,244	20,349	26,662	19,746	19,404
職 員 数	37 人	38 人	42 人	38 人	38 人

(注)1.残高計数は期末日現在のものです。
2.「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

経常収益の内訳



経常費用の内訳



自己資本の充実の状況

(単位：千円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	5,090,257	5,097,902
うち、出資金及び資本剰余金の額	653,012	629,067
うち、利益剰余金の額	4,483,106	4,505,387
うち、外部流出予定額 (△)	45,860	36,552
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	14,223	16,874
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	14,223	16,874
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45% に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,104,480	5,114,776
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	855	345
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	855	345
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	38,967
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る 10% 基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る 15% 基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	855	39,312
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	5,103,625	5,075,464
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	31,598,665	30,242,569
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額	1,437,835	1,429,982
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	33,036,501	31,672,552
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	15.44%	16.02%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成 18 年金融庁告示第 22 号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

経理・経営内容

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目		年度	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定		6年度	81,113 ^{百万円}	818,201 ^{千円}	1.00 %
		7年度	80,542	908,641	1.12
	う ち	6年度	39,555	524,123	1.32
		7年度	39,206	576,849	1.47
	貸 出 金	6年度	15,871	27,376	0.17
		7年度	14,948	38,433	0.25
	う ち	6年度	25,294	257,928	1.01
		7年度	25,996	284,584	1.09
	有 価 証 券	6年度	76,023	46,788	0.06
		7年度	75,389	142,091	0.18
資 金 調 達 勘 定		6年度	71,021	46,775	0.06
		7年度	70,441	142,085	0.20
	う ち	6年度	5,000	-	0.00
		7年度	4,947	-	0.00
	預 金 積 金	6年度			
		7年度			
う ち	6年度				
	7年度				
借 用 金	6年度				
	7年度				

先物取引の時価情報

該当事項なし

オフバランス取引の状況

該当事項なし

総資産利益率

(単位：%)

区 分	令和6年度	令和7年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.16	0.05
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.13	0.08

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	令和6年度	令和7年度
資 金 運 用 利 回 (a)	1.00	1.12
資 金 調 達 原 価 率 (b)	0.78	0.92
資 金 利 鞘 (a - b)	0.22	0.20

(注) 資金運用利回 = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

資金調達原価率 = $\frac{(\text{資金調達費用} - \text{金銭の信託運用見合費用} + \text{経費})}{\text{資金調達勘定計平均残高}} \times 100$

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当事項なし

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

該当事項なし

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	0	0
全 信 組 連 出 資 金	391	391
合 計	391	391

(注) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

経理・経営内容

有価証券の時価等情報

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	1,180	1,142	37	—	—	—
	国 債	410	410	0	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	769	732	37	—	—	—
	そ の 他	1,194	996	197	—	—	—
	小 計	2,374	2,139	235	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	0	0	—	0	0	—
	債 券	18,126	18,721	△ 595	24,721	25,913	△ 1,191
	国 債	4,680	4,742	△ 62	4,837	5,131	△ 293
	地 方 債	3,956	4,200	△ 243	4,705	5,147	△ 442
	社 債	9,489	9,778	△ 289	15,178	15,633	△ 455
	そ の 他	3,853	4,386	△ 533	1,978	2,041	△ 63
	小 計	21,979	23,108	△ 1,128	26,699	27,954	△ 1,255
合 計		24,354	25,247	△ 893	26,699	27,954	△ 1,255

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「社債」には、政府保証債、財投機関債、地方道路公社債が含まれます。
3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

金 銭 の 信 託

該当事項なし

その他業務収益の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
国債等債券売却益	—	485
その他の業務収益	26	38
その他業務収益合計	26	524

預貸率及び預証率

(単位：%)

区 分	令和6年度	令和7年度
預 貸 率	(期 末) 56.90	57.88
	(期中平均) 55.69	55.65
預 証 率	(期 末) 35.11	38.72
	(期中平均) 35.61	36.90

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

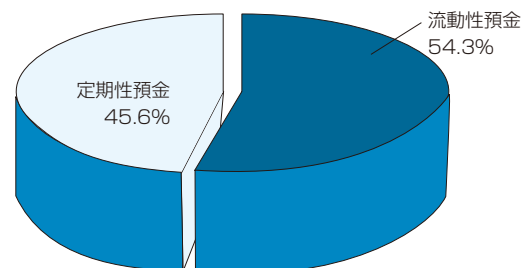
区 分	令和6年度	令和7年度末
職員1人当りの預金残高	1,825	1,814
職員1人当りの貸出金残高	1,038	1,050

資 金 調 達

預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	38,465	54.1	38,285	54.3
定 期 性 預 金	32,555	45.8	32,155	45.6
合 計	71,021	100.0	70,441	100.0



財形貯蓄残高

(単位：百万円)

項 目	令和6年度末	令和7年度末
財形貯蓄残高	6,228	5,738

定期預金種類別残高

(単位：百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
固定金利定期預金	14,487	15,883
変動金利定期預金	164	153
その他定期預金	16,207	15,229
合 計	30,858	31,267

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	67,666	97.5	67,253	97.5
法 人	1,696	2.4	1,689	2.4
一 般 法 人	1,081	1.5	1,079	1.5
金 融 機 関	0	0.0	0	0.0
公 金	0	0.0	1	0.0
合 計	69,363	100.0	68,942	100.0

資金運用

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
証 書 貸 付	38,395	97.0	38,038	97.0
当 座 貸 越	1,159	2.9	1,168	2.9
合 計	39,555	100.0	39,206	100.0

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め ないもの
国 債	令和6年度末	—	5,091	—	—
	令和7年度末	—	611	4,226	—
地 方 債	令和6年度末	—	3,956	—	—
	令和7年度末	—	4,229	—	—
社 債	令和6年度末	1,399	4,519	2,041	2,298
	令和7年度末	1,793	8,070	3,304	2,010
株 式	令和6年度末	—	—	—	0
	令和7年度末	—	—	—	0
外 国 証 券	令和6年度末	—	1,292	583	—
	令和7年度末	598	974	282	—
その他の証券	令和6年度末	—	176	1,415	1,579
	令和7年度末	—	—	—	123
合 計	令和6年度末	1,399	5,988	13,088	2,298
	令和7年度末	2,392	10,131	12,041	2,010

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人（住宅・消費・納税資金等）	39,471	100.0	39,909	100.0
合 計	39,471	100.0	39,909	100.0

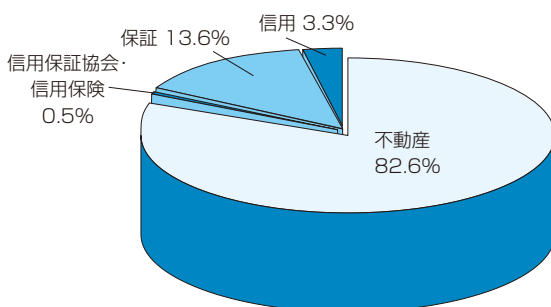
(注)業種別区分は日本標準産業分類の大部分に準じて記載しております。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和6年度末	7	0.0
	令和7年度末	6	0.0
不 動 産	令和6年度末	32,721	82.8
	令和7年度末	32,980	82.6
小 計	令和6年度末	32,728	82.9
	令和7年度末	32,986	82.7
信用保証協会・信用保険	令和6年度末	154	0.3
	令和7年度末	188	0.5
保 証	令和6年度末	5,175	13.1
	令和7年度末	5,407	13.6
信 用	令和6年度末	1,413	3.5
	令和7年度末	1,326	3.5
合 計	令和6年度末	39,471	100.0
	令和7年度末	39,909	100.0

貸出金担保内訳

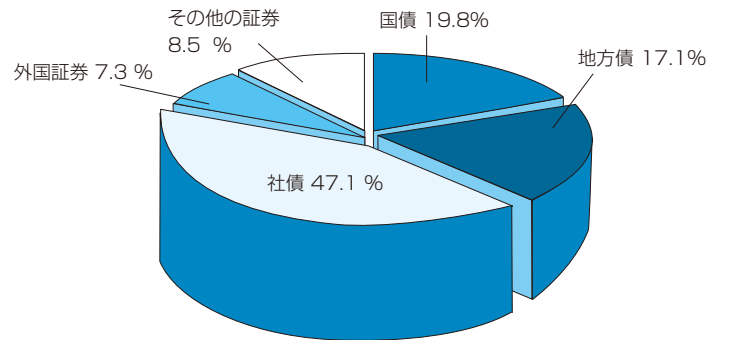


有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	5,175	20.4	5,152	19.8
地 方 債	4,015	15.8	4,462	17.1
社 債	10,679	42.2	12,246	47.1
株 式	0	0.0	0	0.0
外 国 証 券	1,936	7.6	1,913	7.3
その他の証券	3,487	13.7	2,221	8.5
合 計	25,294	100.0	25,996	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。



(注)その他の証券は投資信託等です。

貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
固定金利貸出	454	385
変動金利貸出	39,017	39,523
合 計	39,471	39,909

消費性ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費性ローン	6,151	15.6	6,331	15.9
住 宅 ロ ー ン	33,320	84.4	33,577	84.1
合 計	39,471	100.0	39,909	100.0

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	6,151	15.6	6,331	15.9
設 備 資 金	33,320	84.4	33,577	84.1
合 計	39,471	100.0	39,909	100.0

貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
貸出金償却額	—	—

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

項 目	期首 残高	当 期 増加額	当期減少額		期末 残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和6年度	22	14	0	22
	令和7年度	14	16	0	14
個別貸倒引当金	令和6年度	116	25	2	25
	令和7年度	114	15	19	16
合 計	令和6年度	139	39	2	48
	令和7年度	128	32	19	30

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

区 分		残 高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (B+C)/(A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	224	126	97	100.00	100.00
	令和7年度	194	128	66	100.00	100.00
危険債権	令和6年度	45	29	16	100.00	100.00
	令和7年度	89	62	26	100.00	100.00
要管理債権	令和6年度	12	12	0	100.00	100.00
	令和7年度	11	11	0	100.00	100.00
三月以上延滞債権 貸出条件緩和債権	令和6年度	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	12	12	0	100.00	100.00
	令和7年度	11	11	0	100.00	100.00
小 計	令和6年度	281	167	114	100.00	100.00
	令和7年度	295	202	93	100.00	100.00
正 常 債 権	令和6年度	39,226				
	令和7年度	39,654				
合 計	令和6年度	39,508				
	令和7年度	39,949				

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。
10. 金額は決算後(償却後)の計数です。

～しんくみからのお知らせ～



公式 LINE 稼働中！

LINE 公式アカウント

友だち募集中

@854pteic
うれしい情報をLINEでお届け！

©LINE

2025年4月1日 現在

貯蓄のきっかけはしんくみで

普通預金よりも
高利率※1

積立定期預金 (エンドレス型)

今日の積立が明日への安心につながります

おすすめポイント

- 01 巡回サービス、窓口にていつでも入出金が可能
- 02 毎月の給与天引き ボーナス預金で貯蓄効率UP
- 03 元本保証でいざという時も安心※2

※1 利率は金利表をご参照ください。
※2 この預金は預金保険の対象となり、同保険の範囲内で保護されます。

お申し込み方法
信用組合窓口・泊留サービスにてお申し込みいただけます。

東京消防信用組合

本店 (東京消防庁10階) 9-501-8607 03-3212-4030
立川支店 (立川防災館3階) 9-501-8650 042-526-1431
幡ヶ谷支店 (消防学校西原寮内) 9-501-8630 03-3485-1353

詳しい商品情報は
当組合HPを check!

法令遵守の体制

●法令遵守に対する基本方針

- (1) 金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、顧客及び社会からの信頼・信用を確保する。
- (2) 法令、諸規則、諸規程等の遵守（以下「コンプライアンス」という。）を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図る。
- (3) 事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く組合員とのコミュニケーションを図る。
- (4) 職員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保する。
- (5) 社会の構成員であること及び母体組織の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、「良き市民」として、自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取り組む。
- (6) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。

●法令遵守体制

コンプライアンス態勢の整備・確立は、当組合の業務の健全性及び適切性を確保するための最重要項目の一つです。理事会で法令等遵守基本方針を決定し、コンプライアンス・マニュアルを策定しています。また、法令等遵守に関する事項を一元的に管理するコンプライアンス委員会を設置し、理事長を委員長としてコンプライアンス態勢の整備及び充実・強化にあたっております。また、コンプライアンス・マニュアルにおいては、コンプライアンス委員等の所掌事項を明確にしてコンプライアンス態勢を円滑に推進する役割を担っています。

●コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会では、コンプライアンスに特化して具体的、実践的な議論を行っています。

委員長	理事長
委員	常務理事 総務部長 経営企画部長 営業部長 融資部長 本店長 立川支店長 幡ヶ谷支店長 業務課長 総務課長 経営企画課長 融資推進課長 融資管理課長
目的	コンプライアンスを総合的な経営の立場から検討、計画、評価する。
活動内容	・コンプライアンス対策についての検討・評価 ・コンプライアンス態勢の把握・評価 ・コンプライアンス・プログラムの内容や改善策の検討・評価・見直し ・コンプライアンス関係事件の防止策、対処策等の検討・評価 ・リーガル・チェックの実施（支店長の委員を除く） ・事件、不祥事が発生した場合等の「対策本部」の役割
理事会への付議事項	・コンプライアンス態勢の構築・整備に係わる重要な規程等の制定及び改廃 ・コンプライアンス・プログラムの策定及び重要な見直し ・前各項に掲げるもののほか、コンプライアンスに係る重要事項と理事会が認めた事項
理事会への報告事項	・コンプライアンス・プログラムの進捗状況 ・コンプライアンス遵守状況 ・コンプライアンス違反及びコンプライアンスに係る苦情に関する事項 ・内部監査、金融検査等におけるコンプライアンスに係る指摘事項等とその改善策・再発防止策 ・重大なコンプライアンス上の問題の発生及びその対応状況、再発防止策の内容 ・協同組合による金融事業に関する法律施行規則第111条第7項に該当する不祥事件届に関する事項 ・前各項に掲げるもののほか、理事会が報告を求める事項
委員開催	・原則として、定例会議を毎月開催する経営戦略会議の中で行う。 ・特別な事件、不祥事件に対応する場合は、随時開催
事務局	コンプライアンス統括部署（総務部総務課）
その他	委員会の議事録を作成し、コンプライアンス政策に役立たせる。

報酬体系について

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」で構成されております。

【基本報酬】

常勤理事の基本報酬につきましては、総代会において、支払総額の最高限度額を決定しております。

（単位：千円）

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	25,555

注1. 対象役員に該当する理事は3名です（期中に退任した者を含む）。

2. 上記の内訳は、すべて「基本報酬」となっております。

【その他】

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、「お取引店舗」又は「総務部総務課」にお申し出ください。

【総務部総務課】

受付日：月曜日～金曜日（土日・祝日及び組合の休業日は除く）

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

電話番号：03-3212-4050

なお、苦情対応の手続きについては、当組合ホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.shoubou.co.jp/>

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時00分～午後5時00分

電話番号：03-3567-2456

●紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部総務課又はしんくみ相談所にお申し出ください。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※ 移管調停、現地調停は、全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

リスク管理体制

一定性的事項

- ・自己資本調達手段の概要
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項
- ・金利リスクに関する事項

●自己資本調達手段の概要

発行主体	東京消防信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	629 百万円
配当率	年 3%（令和 7 年度）

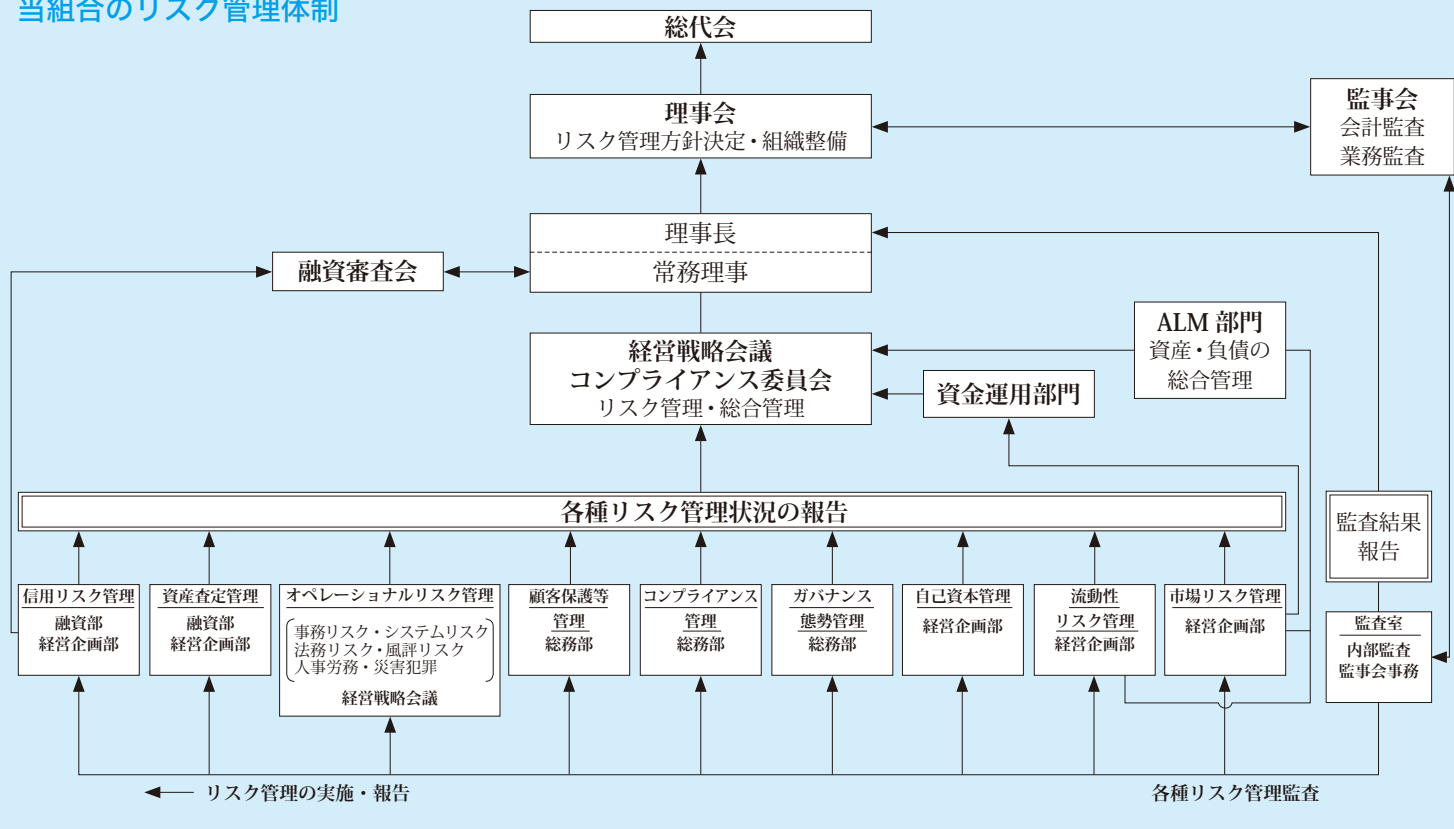
(注)当組合の自己資本は、出資金および利益剰余金により構成されております。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスクカテゴリー毎（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、当組合の経営体力（自己資本）と比較・対照する自己管理型のリスク管理を行っています。

また、内部留保の増強を行うことにより、自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性の確保に努めております。

当組合のリスク管理体制



経営内容

●信用リスクに関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	与信先（貸出先等）や有価証券等の発行体の信用状態の悪化により、債務不履行（貸出金や有価証券の元本、利息が回収不能になる。）となり、損失を被るリスクです。信用リスクは、貸出金に係る与信信用リスクと、有価証券等に係る市場性信用リスクに分類されます。
管理体制	理事会が信用リスク管理に関する重要な事項を決定し、その方針に則り信用リスクは融資部、市場性信用リスクは経営企画部が所管しております。また、信用リスクに関する重要事項及びリスク削減計画について、経営戦略会議で協議し、必要ある場合は理事会に付議又は報告しております。
評価・計測	管理債権マニュアルに基づく管理債権の指定基準に該当した債権又は該当する可能性のある債権（与信信用リスク）、格付機関の格付のうちいずれかの格付がトリプル B 未満となった有価証券又はトリプル B 未満となる可能性のある有価証券（市場性信用リスク）及び、クレジット・リミットを超えた信用供与又は超える可能性のある信用供与先について、経営戦略会議で該当リスクを継続的に把握・評価しております。

■貸倒引当金の計算基準

破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として計上しております。破綻懸念先については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績率等に基づいた予想損失見積総額を計上しております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

株式会社格付投資情報センター
株式会社日本格付研究所
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

該当事項なし

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク・アセットについては、標準的手法を採用し、適格金融資産担保付取引及び保証の条件を満たしているエクスポージャーについては、簡便法による信用リスク削減手法を適用して自己資本比率を算定しています。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	当組合の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であったり、外生的な事象により損失を被るリスク（自己資本比率の算定に含まれる分）と当組合自らがオペレーショナル・リスクと定義したリスク（自己資本比率の算定に含まれない分）をいいます。 オペレーショナル・リスクは、事務リスク、システムリスク、その他オペレーショナル・リスクに分類されます。
管理体制	理事会において、オペレーショナル・リスク管理に関する重要な事項を決定し、その方針に則り、経営戦略会議において各リスクを総合的に管理するとともに、適正なオペレーショナル・リスクの管理態勢の整備・確立に向け、リスク管理方針及び具体的な方策を検討しております。
評価・計測	内部監査及び各部門からの報告等全てのオペレーショナル・リスク管理の状況に関する情報に基づき、リスク管理の実効性の評価を行った上で、管理態勢の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討し、その原因を適切に検証いたします。また、当組合はオペレーショナル・リスクを標準的手法を採用して計測しております。
■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 当組合は、標準的計測手法かつ ILM を「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。	

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場不動産投資信託、非上場株式、全信組連への出資金が該当します。 このうち、上場不動産投資信託については、価格変動により資産価値が減少する価格変動リスクを内包しております。
管理体制	上場不動産投資信託の運用及びリスクの認識については、理事会において決定した資金運用方針、資金運用規程等に基づいて資金運用部門が適正な運用・管理を行っております。また、運用報告及びリスクの状況等についても資金運用部門で審議、調整を行い、経営戦略会議に報告しております。
評価・計測	毎月末日を基準日として、時価評価及び時価の 10%～30%下落によるリスクを計測しております。

経営内容

●金利リスクに関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクです。 さらに、銀行勘定の金利リスク（以下、「IRRBB」とする。）について経済的価値の変動額であるΔEVEを計測しております。
管理体制	理事会が金利リスク管理に関する重要な事項を決定し、その方針に則り、経営企画部が金利リスクのモニタリング・分析を行い、定期的に経営戦略会議（ALM部門）に報告するとともに、金利リスク管理の基本方針・リスク計画・対応策等の審議、調節を行っております。
評価・計測	銀行勘定の金利リスクについては、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3つの金利変動シナリオに基づいて計算される、経済的価値の減少額（ΔEVE）のうちの最大値としております。また、資産・負債を統合的に管理し、損益予想をはじめ金利リスクや資金の調達費用構成の最適化を図り適正な利益確保に努めています。 a. 重要性テスト 銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショック幅を1.0%とした経済的価値の減少額の最大値＞自己資本の20% ※重要性テストの結果、銀行勘定の金利リスクが自己資本の20%を超える場合には、b. オフサイトモニタリングデータの追加分析の対象となります。 b. オフサイトモニタリングデータの追加分析 資本のバランスや、金利ショックが自己資本に与える実質的な影響について分析を行っております。

●金利リスクの算定手法の概要

■ 開示公告に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及び当組合がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- (a) 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
流動性預金への割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- (b) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- (c) スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
- (d) 内部モデルの使用等、ΔEVEに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- (e) 前事業年度末の開示からの変動に関する事項
前事業年度末の開示からの変動に関しては、令和8年3月末のΔEVEは1,328百万円（前期末比194百万円減）、ΔNIIは48百万円（前期末比28百万円減）となりましたが、適切な範囲であると判断しております。
- (f) 計測値の解釈や重要性に関する説明
ΔEVEの計測値は、当組合における自己資本比率や有価証券の含み損益等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しております。

資料編

リスク管理体制

－ 定 量 的 事 項 －

- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等
- ・信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）
- ・信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）
- ・一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
- ・リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・出資等エクスポージャーに関する事項
- ・リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- ・金利リスクに関する事項

経営内容

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計 ※ 1	31,598	1,263	30,242	1,209
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー ※ 2	31,598	1,263	30,242	1,209
(i) ソブリン向け	20	0	174	6
(ii) 金融機関向け	3,099	123	2,138	85
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	120	4	100	4
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	2,728	109	3,680	147
特定貸付債権向け	—	—	—	—
(v) 中堅中小企業等・個人向け	4,999	199	5,169	206
トランザクター向け	—	—	—	—
(vi) 不動産関連向け	14,904	596	14,412	576
自己居住用不動産等向け	14,513	580	13,921	556
賃貸用不動産向け	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	390	15	490	19
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—
(vii) 劣後債権及びその他資本性証券等	1,569	62	1,627	65
(viii) 延滞等向け	2	0	10	0
(ix) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	154	6	183	7
(x) 株式等	1,420	56	174	6
(xi) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,003	80	2,003	80
(xiii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	391	15	391	15
(xiv) その他	305	12	277	11
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVA リスク相当額を 8%で除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額	1,437	57	1,429	57
BI	958		953	
BIC	115		114	
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	33,036	1,321	31,672	1,266

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 「その他」とは、(i)～(xiv)に区分されないエクスポージャーです。具体的には一定額を超えた個人向け貸出、前払費用、仮払金などが含まれます。

6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当組合は、標準的計測手法かつ ILM を「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

8. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

業 種 別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
個 人	116	114	25	15	2	19	25	16	114	93	—	—
合 計	116	114	25	15	2	19	25	16	114	93	—	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経営内容

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位: 百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分		信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		その他			
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国	内	77,197	75,314	39,508	40,009	20,899	24,721	16,790	10,582	270	284
国	外	1,876	1,854	—	—	1,876	1,854	—	—	—	—
地 域 別 合 計		79,073	77,168	39,508	40,009	22,775	26,576	16,790	10,582	270	284
製 造 業		1,239	2,288	—	—	1,239	2,288	—	—	—	—
農 業、 林 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業、採石業、砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電 気、ガス、熱供給、水道業		2,247	2,675	—	—	2,247	2,675	—	—	—	—
情 報 通 信 業		586	681	—	—	586	681	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業		1,609	3,759	—	—	1,609	3,759	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業		584	771	—	—	584	771	—	—	—	—
金 融 業、保 険 業		18,111	14,829	—	—	3,420	4,822	14,690	10,007	—	—
不 動 産 業		3,940	2,061	—	—	2,361	1,938	1,579	123	—	—
物 品 賃 貸 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業		84	97	—	—	84	97	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 産 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等		10,640	9,542	—	—	10,640	9,542	—	—	—	—
個 人		39,508	40,009	39,508	40,009	—	—	—	—	270	284
そ の 他		519	451	—	—	—	—	519	451	—	—
業 種 別 合 計		79,073	77,168	39,508	40,009	22,775	26,576	16,790	10,582	270	284
1 年 以 下		23,679	30,129	17,990	18,917	1,399	2,392	4,289	8,819		
1 年 超 3 年 以 下		18,643	11,952	8,593	8,025	3,949	3,927	6,100	—		
3 年 超 5 年 以 下		8,082	10,162	6,043	3,957	2,039	6,204	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		6,370	6,783	847	894	5,523	5,889	—	—		
7 年 超 10 年 以 下		10,330	11,797	2,764	5,645	7,565	6,151	—	—		
10 年 超		5,291	4,037	2,993	2,026	2,298	2,010	—	—		
期 間 の 定 め の な い も の		6,148	1,843	275	542	—	—	5,873	1,300		
そ の 他		527	462	—	—	—	—	527	462		
残 存 期 間 別 合 計		79,073	77,168	39,508	40,009	22,775	26,576	16,790	10,582		

- (注) 1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には国内金融機関への預け金や仮払金、有形固定資産が含まれます。
4.CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5.業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、P.18の「一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」及び前頁の「業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等」には当該引当金の金額は含めておりません。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

理事会が信用リスク管理に関する重要な事項を決定し、その方針に則り信用リスクは融資部、市場性信用リスクは経営企画部が所管しております。また、信用リスクに関する重要事項及びリスク削減計画について、経営戦略会議で協議し、必要ある場合は理事会に付議又は報告しております。

(単位: 百万円)

(単位: 百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の 合計額(CCF・信用リス ク削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の 合計額(CCF・信用リス ク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40% 未満	45,581	372	100	45,961	45,449	373	100	45,823
40% ~ 70%	22,251	—	—	22,406	22,245	—	—	22,245
75%	7,532	—	—	7,370	7,648	—	—	7,648
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	—	—	—	—	—	—	—	—
90% ~ 100%	1,787	—	—	1,787	183	—	—	183
105% ~ 130%	—	—	—	—	—	—	—	—
150%	1	—	—	1	1,308	—	—	1,308
250%	1,420	—	—	1,420	134	—	—	134
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	78,574	372	100	78,946	76,970	373	100	77,344

- (注) 1.「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

経 営 内 容

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（％）
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		令和 6 年度					
現金		311	－	311	－	0	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け		7,200	－	7,200	－	0	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け		－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け		－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け		4,203	－	4,203	－	0	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け		－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け		－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け		298	－	298	－	10	3%
我が国の政府関係機関向け		－	－	－	－	－	－
地方三公社向け		303	－	303	－	10	3%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		16,350	372	16,350	372	3,099	19%
	第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	601	－	601	－	120	20%
カバード・ボンド向け		－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)		6,155		6,155		2,728	44%
	特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け		6,732	－	6,732	－	4,999	74%
	トランザクター向け	－	－	－	－	－	－
不動産関連向け		33,872	－	33,872	－	14,904	44%
	自己居住用不動産等向け	32,571	－	32,571	－	14,513	45%
	賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－
	事業用不動産関連向け	1,301	－	1,301	－	390	30%
	その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
	A D C 向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等		1,569	－	1,569	－	1,569	100%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		1	－	1	－	2	129%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		154	－	154	－	154	100%
取立未済手形		－	－	－	－	－	－
信用保証協会等による保証付		－	－	－	－	－	－
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		－	－	－	－	－	－
株式等		1,420	－	1,420	－	1,420	100%
合計						28,898	

経 営 内 容

(単位：百万円)

		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均値（％）
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・アセッ トの額	
		令和 7 年度					
現金		217	－	217	－	－	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け		5,140	－	5,140	－	－	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け		－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け		－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け		5,153	－	5,153	－	－	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け		－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け		－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け		492	－	492	－	39	8%
我が国の政府関係機関向け		1,166	－	1,166	－	95	8%
地方三公社向け		285	－	285	－	39	14%
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け		11,549	378	11,549	378	2,138	18%
	第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	500	－	500	－	100	20%
カバード・ボンド向け		－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)		10,911	－	10,911	－	3,680	34%
	特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け		6,963	－	6,963	－	5,169	74%
	トランザクター向け	－	－	－	－	－	－
不動産関連向け		33,462	－	33,462	－	14,412	43%
	自己居住用不動産等向け	32,761	－	32,761	－	13,921	42%
	賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－
	事業用不動産関連向け	700	－	700	－	490	70%
	その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
	A D C 向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等		1,627	－	1,627	－	1,627	100%
延滞等向け（自己居住用不動産等向 けを除く。）		8	－	8	－	10	125%
自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞		183	－	183	－	183	100%
取立未済手形		－	－	－	－	－	－
信用保証協会等による保証付		－	－	－	－	－	－
株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付		－	－	－	－	－	－
株式等		174	－	174	－	174	100%
合計						27,570	

(注)1.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2.「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

経 営 内 容

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(0%)	(10%)	(20%)	(25%)	(30%)	(31.25%)	(37.5%)	(40%)	(50%)	(62.5%)	(70%)	(75%)	(100%)	(150%)	(250%)	合計
	令和 6 年度															
現金	311	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	311
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,200
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	4,203	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,203
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	198	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	298
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	202	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	303
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,004	—	13,221	—	1,456	—	—	41	—	—	—	—	—	—	—	16,722
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	601	—	—	—	—	41	—	—	—	—	—	—	—	642
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	7	—	1,521	—	—	—	—	—	4,270	—	—	300	63	—	—	6,162
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	155	—	—	6,570	—	—	—	6,725
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	6,303	1,964	6,909	130	125	3,234	4,774	211	9,719	499	—	—	—	33,872
自己居住用不動産等向け	—	—	6,303	1,964	5,608	130	125	3,234	4,774	211	9,719	499	—	—	—	32,571
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	1,301	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,301
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A DC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,569	—	—	1,569
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	0	1	—	1
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	154	—	—	154
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,420	1,420
合計	14,128	200	21,046	1,964	8,365	130	125	3,275	9,199	211	9,719	7,370	1,787	1	1,420	78,946

経 営 内 容

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	(0%)	(10%)	(20%)	(25%)	(30%)	(31.25%)	(37.5%)	(40%)	(50%)	(62.5%)	(70%)	(75%)	(100%)	(150%)	(250%)	合計
	令和7年度															
現金	217	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	217
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,140	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,140
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	5,153	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,153
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	99	393	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	492
我が国の政府関係機関向け	210	956	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,166
地方三公社向け	89	195	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	285
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,005	—	8,418	—	1,451	—	—	47	—	—	—	—	—	—	—	11,923
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	500
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	6	—	6,168	—	—	—	—	—	4,441	—	—	300	—	—	—	10,918
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	193	—	—	6,763	—	—	—	6,956
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	6,962	2,375	5,803	46	129	3,550	5,184	95	8,730	585	—	—	—	33,462
自己居住用不動産等向け	—	—	6,962	2,375	5,803	46	129	3,550	5,184	95	8,029	585	—	—	—	32,761
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	700	—	—	—	—	700
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,302	—	1,302
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	6	—	8
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	183	—	—	183
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	134	134
合計	12,922	1,545	21,549	2,375	7,254	46	129	3,598	9,821	95	8,730	7,648	183	1,308	134	77,344

経営内容

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,011	2,011	556	592	—	—

(注) 1..当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2.上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

●オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当事項なし

●投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当事項なし

出資等エクスポージャーに関する事項

●出資等エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	1,579	1,579	123	123
非 上 場 株 式 等	391	—	391	—
合 計	1,970	1,579	514	123

(注)投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
売 却 益	—	432
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	△ 893	△ 1,255

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当事項なし

経営内容

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,328	1,522	48	76
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	1,028	1,195		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,328	1,522	48	76
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		5,075		5,103	
8	自己資本の額	5,075		5,103	

(注). 金利リスクの算定方法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

証券業務

公共債窓販実績

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
国債・その他公共債	－	－

職域貢献

融資を通じた職域貢献

貸出状況

貸出の件数・金額 貸出の総件数 7,645 件
貸出の総額 39,909,038,713 円 詳細は次表のとおりです。

令和8年3月31日現在 (単位：千円)

融 資 種 別		件 数	貸 出 金
住宅ローン	有 担 保	1,456	33,025,063
	無 担 保	43	74,339
	リ フ ォ ー ム	217	386,352
	諸 費 用	31	46,214
	マイホーム借換え	20	30,215
	災 害 復 旧	1	1,801
	つ な ぎ	0	0
	イ ン テ リ ア	36	13,699
住 宅 ロ ー ン 小 計		1,804	33,577,686
マイカーローン		2,208	3,711,923
学 費 ロ ー ン		594	603,929
医 療 福 祉 ロ ー ン		57	37,221
ブ ラ イ ダ ル ロ ー ン		168	241,302
引 越 支 援 ロ ー ン		40	19,432
フ リ ー ロ ー ン		379	238,112
保 証 付 フ リ ー ロ ー ン		72	99,518
1 1 9 ロ ー ン		128	7,660
フ レ ッ シ ュ ロ ー ン		522	198,262
ト ラ ベ ル ロ ー ン		25	10,290
消 費 性 ロ ー ン 小 計		4,193	5,167,654
カ ー ド ロ ー ン		1,639	1,156,732
総 合 口 座		9	6,966
当 座 貸 越 小 計		1,648	1,163,698
総 合 計		7,645	39,909,038

(注)各計数は、単位未満を切り捨てて表示していますので、合計が一致しない場合があります。

中小企業の経営の改善及び活性化のための取組み状況

該当ありません。

その他業務

手数料一覧

(令和8年7月1日現在)

種 類			組 合 員	一 般	
窓 口		自店宛	金額に関わらず		無料
		他店宛	5万円未満	440円	550円
			5万円以上	660円	880円
A T M	当組合 カード	自店宛	金額に関わらず		無料
		他店宛	5万円未満	220円	
	5万円以上		440円		
	他 行 カード	自店宛	5万円未満	220円	
			5万円以上	440円	
		他店宛	5万円未満	330円	
			5万円以上	770円	
定額送金		自店宛	金額に関わらず		無料
		他店宛	5万円未満	220円	330円
			5万円以上	330円	550円
組 戻 し			660円	880円	
証明書 注)財形貯蓄残高証明書・ 住宅取得控除証明書を除く		預金・出資	残高証明 その他の証明	550円	770円
		融資	残高証明	2,200円	
再発行		通帳、証書		1,100円	
		ICキャッシュカード	カード不良	無料	
		ローンカード	破損・紛失等	1,100円	
銀行振出小切手			550円	770円	
財)消防試験研究センター受験料受付収納			110円		

両替・金種指定 支払い	取扱枚数		組 合 員	一 般
	1枚から100枚		無料	
	新券 51枚から100枚		220円	440円
	101枚から500枚		275円	550円
	501枚から1,000枚		660円	1,320円
	1,001枚から500枚毎		330円	660円
大量硬貨取扱	取扱枚数		組 合 員	一 般
	1枚から100枚		無料	
	101枚から200枚		220円	440円
	201枚から400枚		330円	660円
	401枚から600枚		440円	880円
	601枚以上200枚毎		110円	220円
	◎硬貨によるご入金・お振込み・両替(大量硬貨→紙幣等の少量への両替)			

(上記の手数料には消費税を含んでいます)

全国キャッシュサービス・ゆうちょ銀行・セブン銀行提携利用時間

	平日	土・日・祝日
全国キャッシュサービス	8:00~21:00	9:00~17:00
ゆうちょ銀行店舗内や 郵便局内に設置の自動機	7:00~23:00	土 7:00~23:00 日・祝日 7:00~21:00
セブン銀行	7:00~23:00	8:00~20:00

※利用される金融機関によって、手数料が異なる場合があります。

※全国キャッシュサービスは、機械によって時間帯が異なる場合があります。

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第73期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和8年6月24日
東京消防信用組合
理事長 門倉 徹

店舗一覧(事務所の名称・所在地)

(自動機器設置状況 令和8年7月1日現在)

店 名	住 所	電 話	CD・ATM
本 店	〒100-8119 千代田区大手町1-3-5 東京消防庁内	03-3212-4050	1台
立 川 支 店	〒190-0015 立川市泉町1156-1 立川都民防災教育センター内	042-526-1431	1台
幡 ケ 谷 支 店	〒151-0066 渋谷区西原2-51-1 東京消防庁消防学校内	03-3485-1353	2台

■ 主要な事業の内容

A. 預金業務

(イ) 預 金・定期積金

普通預金、貯蓄預金、定期預金、定期積金を取扱っております。

(ロ) 譲渡性預金

取扱っておりません。

B. 貸出業務

(イ) 貸 付

証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

取扱っておりません。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替を取扱っております。

F. 外国為替業務

取扱っておりません。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

I. 附帯業務

(イ) 国債の募集取扱業務

(ロ) 代理業務

日本銀行の歳入復代理店業務

(ハ) 東京都公金取扱業務

(ニ) 個人型確定拠出年金 (iDeCo) の案内

内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分		令和6年度末		令和7年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	7,878	11,592	8,356	13,634
	他の金融機関から	263,191	64,412	274,355	69,606

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりませんので、会計監査人監査は受けておりません。

単年 令和8年度事業計画

1 経済・金融環境

令和8年1月に開催された日銀の金融政策決定会合において、政策金利を0.75%に据え置きましたが、依然として実質金利は大幅なマイナスが続いており、緩やかな金融環境が維持されております。

同日公表された「経済・物価情勢の展望」では、政府の経済対策や緩やかな金融環境などにも支えられて、所得から支出への前向きな循環メカニズムが徐々に強まることから、緩やかな成長を続けるとしており、消費者物価（除く生鮮食品）は前年度比で2%を下回る水準までプラス幅を縮小していくとしております。また先行きの個人消費については、食料品価格の高止まりによる下押し圧力を受けつつも、雇用者所得の増加に加え、政府によるエネルギー負担緩和策も下支えとなり、底堅い動きを続けると予想しております。

金融政策運営については、現在の実質金利がきわめて低い水準にあることを踏まえ、経済・物価情勢の改善に応じて、引き続き政策金利を引き上げ、金融緩和の度合いを調整していくとしており、2%の「物価安定の目標」のもとで、その持続性・安定的な実現という観点から、経済・物価・金融情勢に応じて適切に金融政策を運営していくとしております。

このことから、日銀は先行き半年に1回程度のペースで利上げを続けると予測され、長期金利の指標となる10年国債利回りも緩やかに上昇するものと思われるとしています。

2 経営課題

当組合の経営目的は、組合員の相互扶助に基づき、組合員のライフプランを支援することです。

そのために「face-to-face」をモットーに、組合員から信頼でき安心して相談できるのは当組合であるという関係を構築し、各種サービスを提供することを通じて組合員に貢献することであり、その結果が組合にとっても安定した経営基盤につながることにあります。

令和7年度も厳しい経済状況のなか、役職員一丸となって業務推進に取り組んだ結果、預金・積金が689億円、貸出金が399億円となり、預貸率は57.8%となりました。

しかし、預貸率は上昇傾向にあるものの、経常収益の一部を有価証券運用に頼らざるを得ない現況にあります。有価証券運用は市場金利の変動や価格等の変動による市場リスクを内包しており、依然として安定的な収益構造に至っていない状況にあります。

特に、当組合は長期の固定金利貸出の割合が大きいため、政策金利の引き上げにより調達コストが先に上昇して、貸出金利及び有価証券利息の増加が遅れるといった、預金と貸出金及び債券の金利更改の「ずれ」による利ザヤの圧縮が長引くことが懸念されています。

令和8年度の金融機関を取り巻く環境は、実質賃金のプラス転換と高市政権の積極財政により、日銀は政策金利を1%以上に引き上げることが予想されております。このことから、市場金利に追いついた預貸ビジネスの創造に努め、預貸金利鞘の拡大を通じて収益性を高めるために、粘着性の高い定期性預金比率を高め、短期プライムレートに追随する変動金利型の貸出金の割合を高め、さらには債券運用に係るデュレーション（債券の実質的な残存期間）の短期化を図る必要があります。

このことから、役職員が総力を挙げて融資推進をはじめ各業務に取り組むことによって、一層の経営基盤の強化を図り、組合員の安定した生活の維持に寄与してまいります。

こうした現況のもと、令和8年度は、次の事業を重点として推進いたします。

3 重点項目

① 令和8年度収益管理計画及び3ヵ年経営指標の達成

令和8年度収益管理計画及び令和8年度を初年度とした3ヵ年経営指標を策定し、組合運営の最重要課題として位置付け、組合を挙げて、組合経営の健全化と収益基盤の強化のため、総力を結集して目標達成に向け努力いたします。

ア 預金・積金について

「金利のある世界」への回帰により預金獲得の重要性が増していることから、職域金融機関としての特性を活かした組合員の資産形成を支援してまいります。

特に賃金上昇の影響を大きく受ける現役世代の若手組合員に対しては、元本が保証され、無理なくコツコツと積み立てられる「ライフプラン目的積金」、手軽で便利な「エンドレス型積立定期預金」並びに、東京消防庁が職員の福利厚生の一環として導入している財形貯蓄（一般・住宅・年金）の利用を促進することで、NISA（小額投資非課税制度）、iDeCo（個人型確定拠出年金）を利用した元本保証のない「投資」とは一線を画した、「貯蓄」による資産形成を提唱してまいります。

また、「金利のある世界」の回帰と相まって、組合員の賃上げに伴うボーナス支給額の増加は貯蓄意欲を喚起することから、ボーナスを対象とした特別定期預金の販売、さらには、退職を迎えた組合員を対象にした特別定期預金の販売をすることで、長年のご愛顧にお応えしてまいります。

イ 融資利用者数及び融資額の拡大について

当組合では、融資利用者数の拡大及び融資額の拡大が安定経営に向けた最重要課題と位置づけ、役職員一丸となって渉外活動を展開してまいります。

具体的には、役員及び幹部による本庁及び消防方面本部、消防署幹部に対するセールス活動、更には職員が定期的に消防署・消防出張所等を訪問して実施する出張相談会やライフプランセミナー等を基本とする渉外活動と非対面型の渉外活動も併用することで、職域金融機関の有利性、利便性への理解を深めいただくとともに、それぞれの資金ニーズに適した各種融資商品を親切丁寧にご案内し、利用者の拡大、融資額の拡大に努めてまいります。

中でも、大変ご好評いただいております「期間固定型有担保住宅ローン」については、金融政策の正常化による金利上昇を迎えても、将来的な返済額が一定になるため、教育費や老後資金等のライフプランに合わせた計画的な返済が可能となりますので、新規のお借り入れ以外にも他の金融機関での変動金利型住宅ローンの借り換えや住宅関連ニーズにも自信を持ってお応えしてまいります。

また、各種消費性ローンについては、短期プライムレートに連動する適正な基準金利の下、職域金融機関ならではの低利で魅力ある商品を一人でも多くの組合員にご利用いただくため、通常販売に加え、時期を捉えたキャンペーンや金利優遇商品を適宜発売するなど、ライフプランの実現に寄与してまいります。

なお、これらの融資にあたっては、一層の公正・適正な審査に努め、不良債権の極小化を図るとともに、適時適切な債権回収にも努めてまいります。

ウ 資金運用について

短期プライムレートの引き上げに伴う変動金利型貸出金の適用金利の引き上げにより、貸出金利回りは徐々に上昇しているものの、預金利息の増加に対して貸出金利が追いつかない状況にあります。資金運用のもう一つの柱である有価証券運用による一定の収益確保は不可欠であるものの、一方で、金利の急上昇等、市場の急激な変動によって、大きな損失を被る可能性を内包していることから、金利・為替・株価等の動向やストレステストのシナリオのあり方、ストレステストを踏まえたアクションプランやその発動基準の策定等を含めた市場リスク管理態勢の強化が重要となっております。

有価証券運用にあたっては、安全性・流動性の確保と資産規模や資金の性格に見合った運用を基本とし、市場リスクの定量的分析を行いながらリスク量をコントロールし、経営戦略会議の下、経営の安定化に努めてまいります。

なお、長期金利の上昇局面における債券への投資については、デュレーション（債券投資における元本の平均回収期間）を短期化することで市場リスクの耐性強化を図るとともに、身の丈に合った収益を能動的に追求することで、令和8年度収益管理計画に掲げる有価証券利息配当金の確保に努めてまいります。

エ 役務取引等費用について

多くの組合員がセブン銀行ATMの無料時間帯で利用することにより、当組合が負担する手数料である役務取引等費用が、年度収益に及ぼす影響が多分にあることから、PayPay等のQR・バーコード決済業務によるキャッシュレス化を強力に推進することで、役務取引等費用の抑制に努めてまいります。

- ② 顧客ニーズに応える経営
- ③ 法令等遵守（コンプライアンス）態勢の強化
- ④ 顧客の信頼・安心感の確保等
- ⑤ 統合的リスク管理の確立とリスク管理態勢及び収益管理態勢の充実
- ⑥ オペレーショナル・リスクの極小化
- ⑦ 経営情報の公表
- ⑧ 融資条件緩和への対応
- ⑨ 多重債務問題の解決
- ⑩ 振り込め詐欺・悪質な投資勧誘の防止
- ⑪ 偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳への対応
- ⑫ マネー・ローndリング、テロ資金供与防止対策への対応
- ⑬ 反社会的勢力との関係遮断
- ⑭ サイバーセキュリティ対策
- ⑮ 金融ADR制度の活用（金融分野における裁判外紛争解決制度）
- ⑯ 業務継続への対応
- ⑰ 人材の計画的育成と人的投資
- ⑱ 予算の計画的・効果的な執行

推進項目	取組方針・目標	取組策	推進要領
1. 職域型金融の円滑化（顧客ニーズに答える経営）	職域金融機関としての特性を十二分に発揮し、組合員が母体職員等に限定された最も身近で、信頼を寄せられる金融機関と認識されるよう、組合の存在価値を高める。		
	1. 当組合の利用価値、組合員のメリットを通じた組合員の満足度の向上	・母体組織との緊密な連携（職域貢献・サービス員活動）	・母体の福利厚生事業をはじめ、東京消防出初式、災害派遣、庁舎落成等への協力支援を積極的に行うとともに、方面本部長会議の場での理事長によるトップセールス、職員が各消防署等に出向する「しんくみ出張相談会」及び「分署・出張所訪問活動」を実施する。 ・母体が実施するライフデザイン教養、退職説明会に参画し、それぞれのステージに則したライフプランを支援する。 ・本・支店の巡回サービス員が週1回各消防署等を訪問するなど、対面機会により組合員の利便性と緊密性の向上を図る。
	2. 組合員のライフプラン・アドバイザーとしての生活設計支援	・ライフサイクルに応じたセミナー等の支援（FP支援活動）	・所属への外部FP講師派遣、信組FP有資格者職員によるセミナー及び要望に基づく相談会を各所属で実施し、組合員のライフプランを支援する。
	3. 「顧客本位の業務運営」の確立と定着	・組合員の最善の利益の追求 ・組合員の声等の反映（アンケート調査の実施と業務反映）	・職域の金融機関としての特性を活かし、組合員の真のニーズや利益を考え、それに合った商品・サービスを提供することで、組合員の最善の利益を追求する。 ・隔年度で実施している顧客満足度アンケート調査を、令和8年度と10年度に実施し、組合員からの意見、要望等を業務運営に反映させるため、実現可能なものから適宜実施するとともに、組合員ニーズの早期実現に努める。
	4. 弁済負担軽減等の相談に対する積極対応	・住宅ローン等の貸付条件の変更の申し出に対する対応	・住宅ローン等に係る条件変更等の相談については、組合員の資産・収入等の状況に応じた適切かつ丁寧な対応の下、貸付条件の変更に積極的に対応する。
2. 金融システムの健全性の維持（景気に左右されない金融仲介機能の発揮）	健全性を維持し、将来にわたって金融仲介機能を十分に発揮するため、ビジネスモデルの持続可能性について検討し、当組合の「あるべき姿」に向けて、強固な経営管理態勢を構築する。		
	1. 財務の健全性の維持・向上	・収益力を高めるための態勢の強化	・安定収益の源泉である融資を伸ばすため、組織的な渉外活動の下、一定の利鞘を確保できる資金提供に努める。
	2. 持続の可能性を支える経営管理態勢の強化	・経営管理態勢の機能の発揮 ・BCPプランに基づく事業の継続	・理事会の監督機能及び監事監査・外部監査等の監督機能の向上を図り、経営への牽制機能を高める。 ・大規模災害等の発生時においては、事業資産の損害を最小限に止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期の復旧に努める。
	3. リスク管理態勢の充実、強化	・統合的リスク等のリスク管理態勢の充実・強化	・統合的リスク管理により、リスクカテゴリー（信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスク等）毎に評価したリスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照する自己管理型のリスク管理に努める。
	4. 財務基盤の強化	・健全経営のための自己資本の充実	・当組合の抱えるリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しによる自己資本の充実に努める。
	5. リスク顕在化に備えた対応	・金利の急上昇等に備えた対応	・当組合の最大リスクである金利リスク等の市場リスクが、金利の急上昇等により顕在化した場合に備え、ストレステストのあり方、アクションプラン・発動基準について適宜見直しを図る。
	6. 世界共通の課題の解決への貢献	・マネー・ローndリング及びテロ資金供与防止対策の充実・強化	・マネー・ローndリング及びテロ資金供与が経営上重大なリスクになり得るとの認識の下に、マネー・ローndリング等の防止に向けた対応の高度化を図る。
	7. サイバー攻撃への対応	・サイバーセキュリティ対策の強化と定着	・日々進化するサイバー攻撃に対し、侵入や感染リスクを低減するための効果的なセキュリティ対策を講じる。
3. 組合員の利便性の向上（顧客の信頼・安心感の確保等）	組合員との関係をより強固とするため、顧客の声に真摯に応え、組合員との関係をさらに深化させる。		
	1. 分かりやすく親しみのあるPRの促進	・広報の充実と情報開示による経営の透明性の確保	・しんくみだより及び各種チラシ等を分かりやすく作成し、信組ホームページや職員ポータル、公式LINE等の媒体を積極的に活用することで、組合員へのタイムリーな情報提供に努める。
	2. 組合員からの相談、苦情等を反映させる仕組みの構築	・相談・苦情等の迅速な取組みと開示	・組合員からの苦情・相談等については、迅速かつ丁寧に対応し、必要に応じて適宜その結果を広報媒体により公表する。
	3. 継続的に法令を遵守する職場風土の醸成	・法令等遵守態勢の強化（個人情報管理の徹底）	・コンプライアンスを遵守する経営管理に徹するとともに、組合員の個人情報の管理、組合情報等の漏洩防止を徹底する。
	4. 経営管理（ガバナンス）態勢の充実	・総代会、理事会、監事会機能の充実	・業務の健全性及び適切性を確保し、信用の維持及び顧客等の保護を図るため、その土台となる経営管理（ガバナンス）態勢の充実に努める。
	5. キャッシュレス化の推進	・政府が推進するキャッシュレス決済の普及促進	・現金を使用することなく支払いを完了させるQR・バーコード決済業務によるキャッシュレス化の推進と、組合員の利便性、利得性の向上を図る。
	6. バンキングアプリの導入による利便性向上	・来店取引を不要とする不便性の解消	・口座残高や入出金明細の確認、振込などの様々な取引をスマートフォンで完結できるアプリを提供（令和9年8月運用開始予定）することで、非接触・非対面の取引を実現させる。

将来構想の期間

平成29年度～令和8年度

将来構想の期間は10年間とする。

経営の基本

当組合は、昭和29年、東京消防庁職員の福利厚生を図るため、母体職員に最も身近な金融機関として、中小企業等協同組合法に基づき設立・認可された法人であり、国民の生命・身体・財産を災害から守ることを使命とする、母体職員とその退職者及び関係団体とその職員が出資し組合員として構成する、東京消防庁の組織（職域）に限定した組合である。

信用組合の原点であり、今後も変わることのない、相互扶助の理念に基づき、役職員は、「信条」の目的を実現するため、次の経営基本のもと、組合に愛着を持ち創意と工夫を活かし、組合員のニーズに的確に対応した健全かつ安定した経営を積極的に推進していくこととする。

また、『経営の基本』及び『財政モデル』の経営課題を達成すべく、中期計画として「職域密着型金融推進計画」、「3か年経営指標」、単年度計画として「事業計画」、「収益管理計画」を定めるとともに、組織全体としての創意工夫を凝らした取組みを継続・強化することで、役職員挙げて目標達成に取り組む。

（1）「信条」の再認識と意識の改革

【具体的な方策例】

- ① 経営基盤の安定を図り、母体と組合員から最も身近な金融機関として信頼され活用される信組を目指す。
- ② 母体組織・東京消防庁との緊密な連携のもとに運営する。
- ③ 組合員から最高の利率で預かり、最低の利率で融資することを目指す。
- ④ 剰余金は、自己資本の充実資金及び事業拡大資金を除いた額を組合員に出資額及び、預金・融資額の利用分量に応じて配当金として還元する。
- ⑤ 組合員の生活の安定と向上を図るため、ファイナンシャルプランナーとして支援・サポートするなど、職域貢献事業の充実を図り積極的に推進する。

（2）業務推進態勢の見直し

【具体的な方策例】

- ① 業務の継続性の確保
 - (1) システムの安全稼働
 - (2) 業務継続体制の整備等
- ② 情報セキュリティ管理の徹底
- ③ サービスの不正利用の防止
 - (1) 振り込み詐欺への対応
 - (2) 偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳への対応
 - (3) サイバー攻撃への対応
 - (4) マネー・ローンダリング、テロ資金供与への対応
 - (5) 反社会的勢力との関係遮断

（3）財務体質の強化

【具体的な方策例】

- ① 収益力の強化
 - (1) 収益構造の分析と評価（当組合の強みと弱み）
 - (2) 全組織を挙げての収益力強化策の実行（収益マインドに基づく行動規範の確立）
 - (3) 取引先数の増加（取引先シェアの拡大）⇒ビジネス（収益）チャンスの拡大
- ② 統合的リスク管理態勢の確立

当組合の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（銀行勘定の金利リスク等）も含めて、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク等の各リスクを総体的に捉え、当組合の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行う。
- ③ 資金運用における連合会との連携強化
 - (1) 運用資産、運用方法に応じたリスク管理体制の構築
 - (2) 運用ノウハウ、リスク管理ノウハウの向上の連携

（4）人材育成等

【具体的な方策例】

- ① 人材が経営資源であるとの認識の共有
- ② 求める人材とその育成



組合員本位の業務運営に関する基本方針

当組合は、国民の生命・身体・財産を災害から守ることを使命とする、東京消防庁職員とその退職者及び関係団体等を組合員として構成する、東京消防庁の組織（職域）に限定した組合です。

組合員にとって最も身近な金融機関として、組合員のライフプランの実現と福利厚生の上昇を図るために、真にお役に立てる職域金融機関を目指しています。

そのために、以下の通り「組合員本位の業務運営に関する基本方針」を策定いたしました。

この方針は全役職員で共有・実践し、定期的に検証・見直しをすることによって、これまでの活動を通じて築かれた組合員との信頼関係を更に高めてまいります。

1 組合員の最善の利益の追求

当組合は、職域の金融機関としての特性を活かし、高度の専門性と職業倫理を保持し、組合員に対して誠実・公正に業務を行い、組合員の最善の利益を追求するため、組合員のライフステージ等に応じた良質な金融商品・サービスの提供に努めてまいります。

2 利益相反の適切な管理

当組合は、利益相反管理方針に基づき、組合員との取引に当たっては、組合員の利益が不当に害されないよう、その金融商品・サービスの提供が適切に行われるよう管理してまいります。

3 手数料等の明確化

当組合は、提供する金融商品・サービスの手数料等について明確に表示するとともに、同様の商品・サービスとの比較が容易にできるよう努めてまいります。

4 重要な情報の分かりやすい提供

当組合は、取り扱う金融商品・サービスの必要な情報について、ホームページをはじめ商品概要説明書やチラシ・パンフレット等を用いて分かりやすい説明に努めてまいります。

5 組合員に相応しいサービスの提供

当組合は、保険の窓口販売や投資信託の販売を行っておりませんが、組合員の取引目的・ニーズ等を把握し、組合員に相応しい金融商品・サービスの提供に努めてまいります。

6 職員に対する適切な動機づけの枠組み等

当組合は、組合員のニーズに合った最適な金融商品・サービスを提供するため、職員の研修や勉強会、各種資格取得の推奨等を通じて専門的な知識を有する人材の育成に努めてまいります。

お知らせ

重要 休眠預金等活用法に関するお客様へのお知らせ

当組合では、2018年1月に施行された、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（休眠預金等活用法）に基づき、お客様からお預かりしている長期間異動がない預金（「休眠預金等」）について、預金保険機構に移管いたします。

「休眠預金等」の定義については、次のとおりです。

なお、預金保険機構へ移管されました預金につきましては、お客様のご請求により、所定のお手続き（※）を経て、いつでも払戻しいたします。

※ ご請求にあたっては、ご本人様の預金であることを確認するため、本人確認書類をご提出いただく必要がございます。

【休眠預金等の定義】

- 「休眠預金等」とは、預金等であって当該預金等に係る最終異動日から10年を経過したものをいいます。
- 「預金等」とは、預金保険制度の付保対象となっている預金をいいます。

預金等に当たるもの

普通預金 貯蓄預金 定期預金
積立定期預金 定期積金

預金等に当たらないもの

※ 施行規則第3条により「預金等」から除外

財形貯蓄 マル優口座

- 「最終異動日等」とは、預金等に係る次に掲げる日のうち最も遅い日をいいます。

- ① 異動が最後にあった日（入出金、振込み、通帳記帳、預金者等の残高の確認等）。
- ② 預金等に係る債権の行使が期待される日（期間の定めのある預金等、振込み・口座振替の予定等）。（※）
- ③ お客様への通知発送日（宛所不明等で返送されなかった場合に限り）。
- ④ 預金等に該当することとなった日（金融機関が破綻・合併等により、預金等の債務承継があった日）。

※なお、当組合では上記②「預金等に係る債権の行使が期待される日」のうち、休眠預金等活用法施行規則第5条第1項第3～5号に規定する、次に掲げる日を最終異動日として取り扱わないことといたします。

- ・ 法令、法令に基づく命令もしくは措置又は契約により債権の支払いが停止された預金等について、支払の停止が解除された日。
- ・ 強制執行、仮差押え又は国税滞納処分の対象となった預金等について、当該手続きが終了した日。
- ・ 法令又は契約に基づく振込みの受入れ、口座振替その他入出金が予定されている、又は予定されていた（入出金を信用組合が把握できる場合に限り）預金等について、当該入出金が行われた日（又は行われないことが確定した日）。

マネー・ローンダリング対策にご協力ください

犯罪収益移転防止策の一つとして、金融機関はお客様の本人確認を定期的に行うことが義務付けられています。転居による住所や電話番号の変更等、当組合へのご登録情報が変わった際は、お手数ですが速やかに変更の届出をお願いいたします。

マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに警察庁等の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くことがあります。また、ご回答の内容など状況に応じまして、出金禁止措置など当該お取引に制限をさせていただく場合があります。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



当組合普通預金口座から
チャージできます！

手数料は一切かかりません。
詳しくは当組合HPをご覧になるか、本支店
までお気軽にお問合せください。

東京消防信用組合

消防しんくみ ペイペイ

検索

<https://www.shoubou.co.jp>

本 店（東京消防庁 10 階） 消電 9-501-9606 加入03-3212-4030
立川支店（立川防災館 3 階） 消電 9-501-9650 加入042-526-1431
橋ヶ谷支店（消防学校西原寮内） 消電 9-501-9630 加入03-3485-1353



令和6年4月からマネー・ローンダリング対策が
強化されました。

転居による住所や電話番号の変更等、当組合への登録情報等が変わった際は、お手数ですが速やかに変更の届出をお願いします。犯罪収益移転防止策の一つとして金融機関にお客様の定期的な本人確認が義務付けられており、確認ができない場合など状況に応じましてお口座に取引制限をさせていただく場合があります。

ATMのご利用は計画的に

当組合キャッシュカードで他金融機関のATMを利用された場合、これまでお客様が手数料無料の時間帯でも、当組合では1回のご利用につき110円、または220円の相互利用手数料を支払っております。令和7年度の総額は55百万円（税抜）となっております。

この手数料の増加は、皆様に還元しております出資配当や利用分量配当にも影響することになります。

なお、皆様には払戻しの際、小口の払戻しを行わずに可能な限りまとめて行うなど、計画的なご利用をお願いいたします。

◎用語解説

ア 行	粗利益	貸出金利息・有価証券利息、受入手数料、有価証券の売却益等の収益である「業務収益」から、預金利息、経費、支払手数料、有価証券の売却損等の支出である「業務費用」を引いた額をいいます。金融機関本来の業務に関する収益力を表しており、一般企業の「営業利益」にあたります。
	イールドカーブ	債券の利回り（金利）と償還期間との相関性を示したグラフで、横軸に償還までの期間、縦軸に利回りを示した曲線グラフのことをいいます。右上がり（償還までの期間が長いほど利回りが高い）のときを順イールド、右下がり（償還までの期間が短いほど利回りが高い）のときを逆イールドといいます。
	エクスポージャー	金融機関が保有する金融資産のうち、市場の価格変動リスクや特定のリスクにさらされている金額や残高、その比率のことをいいます。
カ 行	価格変動リスク	価格が変動することで保有資産の価値が変動する可能性のことをいいます。価格が「下落するリスク」だけを示すのではなく、上昇したり、下落したりする場合の「値動きの振れ幅」のことを示します。
	金融再生法開示債権	債務者に対する与信額（貸出金・未収利息・仮払金）を対象として、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）に基づいて区分し開示する債権の金額になります。
	金利ショック（IRRBB）	金利の変化（衝撃）のことで、上下100bp（ベースポイント：1%）の平行移動やイールドカーブをスティープ化又はフラット化させるといった算出方法があります。
	銀行勘定の金利リスク	金融機関は預金で調達した資金を貸出金、有価証券等で運用し、その利鞘を収益としているため、市場金利の変動により経営に大きな影響を受ける可能性があります。
	クレジットポリシー	融資業務の基本的な理念や手続等を明示したものをいいます。
	コア資本	金融機関の経営の安定度を図る指標の一つ。普通出資で調達した資本金と内部留保の合計であり、返済の必要がない資本をいいます。
サ 行	CCF	Credit Conversion Factorの略で、債務保証やデリバティブ取引等のオフバランス取引について、オンバランスに相当する額に換算するために必要な比率をいいます。
	CVAリスク	デリバティブ取引における相手方の信用力の変化に伴うエクスポージャーの時価変動リスクをいいます。
	資金運用利回り	資産運用の効率を示す指標で、金融機関では貸出金や債券などからの利息収入、投資信託などからの配当収入を合計し、運用資産の平均残高で除して計算されます。
	資金調達原価率	お預かりしている預金などに対して支払う利息に、人件費・物件費などの経費を加えた資金の調達に要したコストを示す指標をいいます。
	市場リスク	金融資産などの価格や収益が市場で変動することによって損失を被る可能性があることをいいます。主な市場リスクとしては、金利リスクや価格変動リスクなどが知られています。
	所要自己資本額	各々のリスクアセット×4%（自己資本比率規制における国内基準）により算出された額をいいます。
	信用リスク削減手法	信用リスクを軽減するための措置をいいます。具体的には預金担保、保証が該当します。
	自己居住用不動産等向けエクスポージャー	個人向けの住宅ローンで抵当権が設定されている住宅が自己居住目的で、資金使途が住宅の建設等に限定されているものをいいます。
	スティープ化	イールドカーブの傾斜角度が急になった場合は、短期金利と長期金利の金利差が大きくなったことを意味し、スティープ化するといいます。
	スプレッド	金融取引においては、「値幅・差額（金利差、価格差）」や「利鞘（りざや）」のことをいいます。
タ 行	総資金利鞘	資金運用利回りと資金調達利回りの差を表し、金融機関の収益性を示す指標として用いられます。
	適格格付機関	金融機関がリスクを算出するにあたって用いることができる格付を付与する格付機関のことをいいます。当組合では、JCR、R&I、Moody's、S&Pの格付機関の格付を採用しています。
	デリバティブ取引	金利、債券、株式などの原資産と呼ばれる金融商品から派生した取引で、原資産の価格に依存して理論価格が決定される金融派生商品の取引をいいます。
	ΔEVE（デルタEVE）	Economic Value of Equityの略で、銀行勘定の金利リスクのうち金利ショックに対する経済的な減少額として計測される指標をいいます。
	ΔNII（デルタNII）	Net Interest Incomeの略で、銀行勘定の金利リスクのうち金利シクに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの金利収入の減少額と計測される指標をいいます。
ナ ・ ハ 行	内部留保	当期純利益から配当金などの外部流出を差し引いた残りの額をいいます。
	パラレルシフト	各年数の金利が同じ方向に同じ幅だけ平行に動き、イールドカーブの形状が変化しないことをいいます。
	VaR（バー）	Value at Riskの略で、金融資産を一定期間保有する場合、特定の保有期間内に特定の確率の範囲内で評価される期待最大損失額をいいます。損失の可能性を過去の推移を基に統計的に測定する指標として用いられます。
	フラット化	イールドカーブの傾斜角度が緩やかになった場合は、短期金利と長期金利の金利差が小さくなったことを意味し、フラット化するといいます。
	BPV（ベース・ポイント・バリュー）	Basis Point Valueの略で、金利が1bp（0.01%）変化したときの金融商品の現在価値の変化額をいいます。金利リスク指標の一つで金融商品の金利感応度を示すものでもあります。
	ポートフォリオ	保有する資産の組み合わせや比率のことをいいます。
マ ・ ヤ 行	無形固定資産	長期にわたり収益力の要因となる無形の資産で、当組合ではサイバーセキュリティ関係のソフトウェアが該当します。
	リスクアセット	リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）をリスクの大きさに応じて掛目（リスクウエイト）を乗じ、再評価した資産全額をいいます。
	リスクウエイト	保有する資産（債権）の種類によって決まる信用リスクの大きさを示す指標をいいます。貸倒リスクの大きい資産ほど高いリスク・ウエイトとなります。
	リスク管理債権	何らかの理由によって返済されない貸出金のことで、決算時に各金融機関は銀行法に基づいて「破綻先債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」を公表しています。

■ ごあいさつ	2
【概況・組織】	
1. 東京消防信用組合の信条	2
2. 事業方針	3
3. 事業の組織*	3
4. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)*	10
5. 会計監査人の氏名又は名称*	該当なし
6. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)*	32
7. 自動機器設置状況	32
8. 組合員数	10
9. 預金積金・貸出金の推移、主な収益・費用	6
10. 当期純利益の推移	7
11. 出資配当・利用分量配当金の推移	7
12. 自己資本比率・自己資本額の推移	7
13. 支払為替手数料の状況	7
【主要事業内容】	
14. 主要な事業の内容*	32
15. 信用組合の代理業者*	取扱いなし
【業務に関する事項】	
16. 事業の概況*	10
17. 経常収益*	14
18. 業務純益	14
19. 経常利益*	14
20. 当期純利益*	14
21. 出資総額、出資総口数*	14
22. 純資産額*	14
23. 総資産額*	14
24. 預金積金残高*	14
25. 貸出金残高*	14
26. 有価証券残高*	14
27. 単体自己資本比率*	14
28. 出資配当金*	14
29. 職員数*	14
【主要業務に関する指標】	
30. 業務粗利益及び業務粗利益率*	13
31. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支*	13
32. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘*	16
33. 受取利息、支払利息の増減*	14
34. 役務取引の状況	14
35. その他業務収益の内訳	17
36. 経費の内訳	14
37. 総資産経常利益率*	16
38. 総資産当期純利益率*	16
【預金に関する指標】	
39. 預金種目別平均残高*	17
40. 預金者別預金残高	17
41. 財形貯蓄残高	17
42. 職員1人当り預金残高	17
43. 定期預金種類別残高*	17
【貸出金等に関する指標】	
44. 貸出金種類別平均残高*	18
45. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額*	18

46. 貸出金金利区分別残高*	18
47. 貸出金使途別残高*	18
48. 貸出金業種別残高・構成比*	18
49. 預貸率(期末・期中平均)*	17
50. 消費性ローン・住宅ローン残高	18
51. 職員1人当り貸出金残高	17
【有価証券に関する指標】	
52. 商品有価証券の種類別平均残高*	取扱いなし
53. 有価証券の種類別平均残高*	18
54. 有価証券種類別残存期間別残高*	18
55. 預証率(期末・期中平均)*	17
【経営管理体制に関する事項】	
56. 法令遵守の体制*	20
57. リスク管理体制*	21～31
58. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容*	20
【財産の状況】	
59. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(損失金処理)計算書* …… 11.12.13	
60. 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の 保全・引当状況* …… 19 (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 要管理債権(3か月以上延滞債権) (4) 要管理債権(貸出条件緩和債権) (5) 正常債権	
61. 自己資本充実の状況(自己資本比率明細)*	15
62. 有価証券、金銭の信託等の評価*	16,17
63. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)*	18
64. 貸出金償却の額*	18
65. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について**	32
66. 会計監査人による監査*	32
【その他の業務】	
67. 内国為替取扱実績	32
68. 公共債窓販実績	31
69. 手数料一覧	32
【その他】	
70. トピックス	5
71. 当組合のあゆみ(沿革)	3
72. 継続企業の前提の重要な疑義*	該当なし
73. 総代会について**	8,9
74. 報酬体系について**	20
【職域貢献に関する事項】	
75. 職域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等)** …… 4,5,31	
76. 職域密着型金融の取組み状況**	4,5,31
77. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況*	31
78. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について	該当なし
79. 当組合の経営計画概要(単期・中期・長期)	33,34,35
80. 組合員本位の業務運営に関する基本方針	36
81. 休眠預金等活用法に関するお客様へのお知らせ	36
82. マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る 対応方針	37
【用語解説】	38



写真提供：東京消防庁

東京消防信用組合

Tokyo Fire Credit Cooperative

本店／千代田区大手町 1-3-5 東京消防庁内

TEL. (03) 3212-4050
FAX. (03) 5252-7119

立川支店／立川市泉町 1156-1 立川都民防災教育センター内

TEL. (042) 526-1431
FAX. (042) 526-1473

幡ヶ谷支店／渋谷区西原 2-51-1 東京消防庁消防学校内

TEL. (03) 3485-1353
FAX. (03) 3485-1374

ホームページ・アドレス <https://www.shoubou.co.jp/>